

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成27年3月2日(月) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 5時05分

出席者 委 員 委員長 平池 紘 士

増山 敬之 茂呂 健市 小久保 かおる

白石 幹男 氏家 晃 天谷 浩明

永田 武志 福田 裕司

議 長 関口 孫一郎

傍聴者 大谷 好一 青木 一男 針谷 育造

広瀬 昌子 古沢 ちい子 針谷 正夫

大出 三夫 大阿久 岩人 大川 秀子

千葉 正弘 入野 登志子 大武 真一

海老原 恵子 小堀 良江

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲葉 隆 造

課長補佐 金井 武彦 副主幹 寺内 史幸

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市民生活課長	臼井	春江
交通防犯課長	橘	唯弘
保険医療課長	村上	賢司
環境課長	金子	一彦
斎場整備室長	若菜	博
新エネルギー対策室長	落合	博昭
人権・男女共同参画課長	木村	正明
社会福祉課長	藤田	正人
生活福祉課長	横尾	英雄
子ども課長	小林	和彦
保育課長	中野	達博
高齢福祉課長	鈴木	優子
介護保険課長	田谷	晴男
健康増進課長	大木	富江
地域医療対策室長	福原	誠

平成27年第1回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成27年3月2日 午後1時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第1号 平成27年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取
- 日程第2 議案第2号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計予算の説明聴取
- 日程第3 議案第3号 平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算の説明聴取
- 日程第4 議案第4号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の説明聴取
- 日程第5 議案第5号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の説明
聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長（平池紘士君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎諸報告

○委員長（平池紘士君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（平池紘士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

平成27年度の各会計の予算につきましては、各常任委員会においてスムーズな審査を行うため、あらかじめ予算概要の説明聴取をお願いするものであります。予算に対する質疑等審査につきましては、後日開催予定の委員会においてお願いしたいと思っておりますので、ご了承願います。

◎議案第1号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、平成27年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、予算概要の説明のみといたします。また、説明は着席のままです。

まず、歳出等からお願いします。

橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お世話になります。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼します。

それでは、まず歳出の所管部分の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、予算書の160、161ページをお開きください。2款1項7目支所及び出張所費関係からの説明になりますが、161ページ、一番右側にございます説明欄、上から2つ目の枠をごらんください。最初にあります臨時職員共済費につきましては、職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものでございます。以下、各科目に計上されており臨時職員共済費につきましては、同様の内容となりますので、これ以降、改めての説明

を省略させていただきます。

次に、部屋出張所管理運営費、あわせまして、その下にございます真名子出張所管理運営費（西方）につきましては、それぞれの臨時事務補助職員1名分の賃金が主なものでございます。そのほか、施設の管理に係る経費となっております。

次に、同じページの一番下の説明欄をごらんください。2行目にございます交通指導員設置費（栃木）でございますが、内訳、最初のぼち関係でございますけれども、主に園児、児童、高齢者に対する交通安全教室の実施や交通安全に関する広報活動の推進を図るための交通教育指導員1名分の報酬と、次のぼちの関係でございますが、児童生徒の登校時における交通安全の確保やイベント等における事故防止に努める市全体の交通指導員61名分の報酬及び記載はございませんが、栃木地域の交通指導員さんの制服関係、被服代が主なものでございます。

次の交通安全対策事業費（栃木）でございますが、栃木警察署管内の1市1町、具体的には栃木市と壬生町で構成します栃木地区交通安全協会への補助金のほか、記載はございませんが、交通安全市民大会補助金30万円が主なものでございます。

次に、交通指導員設置費（大平）でございますが、恐れ入りますが、ページをめくっていただきまして、163ページの説明欄をごらんいただきますと、最初に交通安全対策事業費（大平）と記載がございます。それ以降、各地域同様に2つの事業が記載されております。事業内容も同様でありますので、一括して説明をさせていただきます。まず、交通指導員設置費につきましては、各地域の交通指導員さんの被服代でございます。

次の交通安全対策事業費でございますが、各地域にあります交通安全協会支部への補助金や交通安全指導車のガソリン代等の管理費並びに啓発物資購入費が主なものとなっております。

恐れ入ります。次に、少しページが飛びまして、166、167ページをお開きください。2款1項13目諸費関係の説明となります。説明欄、下から6つ目の事業でございます。消費生活センター運営費につきましては、市民の消費生活に関する相談及び苦情処理を図るためのセンター運営費でありまして、消費生活相談員5名分の報酬が主なものでございます。

次の市民相談事業費につきましては、市民の相談に対応するための市民相談員2名分の報酬と弁護士相談に係る謝礼が主なものでございます。

次の市民生活課一般経常事務費（栃木）につきましては、消費生活審議会委員報酬8名分が主なものでございます。

次の防犯事業費（栃木）でございますが、栃木警察署管内の1市1町で構成する栃木地区防犯協会等負担金や記載はありませんが、社団法人被害者支援センターとちぎ、県レベルの組織ですが、ここへの負担金約33万円、防犯カメラ維持管理費が主なものでございます。

次の防犯灯設置費につきましては、自治会からのご要望に基づきまして新設しておりますLED防犯灯の設置工事費でございます。

主要事務事業は割愛させていただきますので、恐れ入りますが、ページをめくっていただきまして、169ページの説明欄、2つ目の事業になります。LED防犯灯維持管理事業費につきましては、防犯灯の電気料が主なものでございます。

やはり、1つ飛ばしまして、次の聖地公園永代使用料等還付金（栃木）につきましては、聖地公園墓所の返還の際の還付金でございます。

次の保育料等過誤納還付費につきましては、過年度の保育料において、算出に変更があった場合に保育料を還付するための還付金でございます。

次に、1つ飛ばしまして、消費者啓発事業費（大平）がありますが、その下に続いて、防犯事業、防犯灯維持管理事業費が並んでおりますが、以下、各地域同様の記載となっておりますので、また事業内容も基本的に同じでありますので、また一括してご説明をさせていただきます。まず、消費者啓発事業費であります。この事業は大平と藤岡地域のみの事業となっておりますが、それぞれの地域にございます消費者友の会への補助金でございます。

次に、防犯事業費であります。年末の地域安全市民総ぐるみ運動等の街頭啓発の際の啓発物資代が主なものでございます。

次に、防犯灯維持管理事業費は、各地域での防犯灯維持補修費でございます。なお、補足的にご説明申し上げますが、大平地域及び藤岡地域には、合併前に国庫補助を活用して設置した、ナトリウム灯でLED化されていない防犯灯があったり、街路灯、街路灯は防犯灯よりずっと大きい、道路なんかを照らすための街灯、この街路灯がある関係で、その電気料をそれぞれ負担していただいている状況です。

次に、墓地永代使用料あるいは聖地公園永代使用料還付金でございますが、墓所の返還に伴う永代使用料の還付金でございます。

続きまして、私からの説明、最後になりますが、備考欄、下から4行目の真名子夢ホール管理運営費につきましては、施設管理経費としての光熱水費等の需用費及び各種機器点検委託料が主なものとなっております。

以上をもちまして、2款1項関係の説明とさせていただきます。

○委員長（平池紘土君） 白井市民生活課長。

○市民生活課長（白井春江君） 続きまして、178ページ、179ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、この科目で予算措置をしております職員39人分の給料、各種手当等の人件費であります。以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、同様の内容となりますので、改めての説明を省略させていただきます。

1行飛びまして、戸籍事務電算化事業費（栃木）につきましては、電算化された戸籍データを適切に運用するものでありまして、戸籍データ運用保守等委託料及びOA機器借上料が主なものであ

ります。以下、同じく、(都賀)(西方)(岩舟)につきましても同様の内容であります。

次の窓口一般事務費(栃木)につきましては、窓口において住民票、印鑑証明等を交付する事務を行うもので、本庁市民生活課窓口の嘱託職員3名分の報酬、臨時職員3名分の賃金、出生、婚姻届出者記念品代及び戸籍発行用ファクス等のOA機器借上料89万3,000円及び窓口で使用する消耗品156万8,000円が主なものであります。以下、同じく、(大平)(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましては、当該事務を行うための事務用消耗品が主なものであります。

次の戸籍事務費(栃木)につきましては、戸籍の記載事務を行う嘱託職員1名分の報酬及び戸籍事務の補助を行う臨時職員1名分の賃金が主なものであります。以下、同じく、(大平)(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましては、当該事務を行うための事務用消耗品が主なものであります。

次の中長期在留者住居地届出等事務費(栃木)につきましては、中長期にわたり日本に在留する外国人の住居地届出等の事務費であります。

次の住民情報管理事務費(栃木)につきましては、住民の転入転出等による情報更新を行うための住民基本マスター更新委託料、TASKハードウェア保守等委託料及びOA機器借上料が主なものであります。以下、同じく、(大平)(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましても同様の内容であります。

次の住民基本台帳ネットワークシステム運営費(栃木)につきましては、市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務処理や広域住民票の発行、住民基本台帳カードの交付等を行うものでありまして、住基ネットシステムや住民基本台帳カード発行機等の機器保守委託料及びOA機器借上料が主なものであります。以下、同じく、(岩舟)につきましては、当該事務を行うための事務用消耗品等であります。

次の旅券事務費(栃木)につきましては、旅券の発給事務を行う非常勤職員1名分の報酬及び臨時職員1名分の賃金が主なものであります。以下、同じく、(大平)(藤岡)(都賀)(西方)(岩舟)につきましては、事務用消耗品が主なものであります。

以上で2款3項1目の説明を終わります。

○委員長(平池紘士君) 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長(藤田正人君) それでは、続きまして、少し飛ばさせていただきます、190ページ、191ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費であります。説明欄1行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、低所得世帯の国民健康保険税軽減分等に対する保険基盤安定繰出金及び出産育児一時金や人件費、事務費等及び赤字分に対する出産育児一時金等繰出金であります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、事務費及び後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置分に対する繰出金であります。

2つ飛びまして、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連

合の事務費に対します市の法定負担金及び療養給付費に対します市の法定負担金であります。

次の過誤納還付金につきましては、旧老人保健に係る返還金を国、県支払基金へ返還するものがあります。

次の人権・男女共同参画課一般経常事務費につきましては、人権啓発指導員3人分の報酬が主なものでございます。

次の人権問題啓発事業費につきましては、人権を考える市民の集いの講演会委託料50万円が主なものであります。

次の人権擁護費につきましては、栃木人権擁護委員協議会第一部会負担金62万円が主なものであります。

次の人権同和対策委託費につきましては、人権に係る研修、啓発及び各種相談など、人権同和対策事業を推進するための民間運動団体等への事業委託料であります。

次の人権同和対策補助金につきましては、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に取り組んでいる民間運動団体への活動費補助金であります。

次の隣保館運営費につきましては、人権啓発のための地域交流事業や各種講座に係る講師謝礼等の報償金89万6,000円及び人権教育啓発機関誌等の発行に係る印刷製本費59万6,000円が主なものであります。

次の隣保館相談事業費につきましては、地域住民の生活向上を目的に、各種相談、指導に当たる臨時職員1人分の賃金が主なものであります。

次の隣保館管理費につきましては、施設の清掃業務及び機械整備業務等に係る施設管理委託料が主なものであります。

次の男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画推進指導員1人分の報酬が主なものであります。

次の男女共生大学開催事業費につきましては、男女共生大学に係る講師謝金14万円が主なものであります。

次の男女共同参画プラン管理事業費につきましては、男女共同参画審議会に係る委員報酬15万2,000円が主なものであります。

次の男女共同参画情報提供事業費につきましては、男女共同参画広報紙に係る印刷製本費49万円が主なものであります。

1つ飛びまして、民生委員児童委員活動費につきましては、民生委員、児童委員の活動に係る交付金や民生委員、児童委員に対する費用弁償費が主なものでございます。

続きまして、192ページ、193ページをお開きください。説明欄1つ目、社会福祉協議会補助金につきましては、本市における地域福祉、在宅福祉等の充実を図るために栃木市社会福祉協議会に支出する補助金であります。

次の罹災救助基金積立金につきましては、災害により被害を受けた方を救助するために設置いたしました罹災救助基金への積立金であります。

次の社会福祉施策推進委員会運営費につきましては、本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るために設置いたしました委員会の委員に対する報償金であります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、地域福祉の向上に資する事業の財源に充てるため、地域福祉基金に寄附金を積み立てるものであります。

次の社会福祉施設運営費補助金につきましては、地域福祉の増進と社会福祉施設の健全な運営を図るため、社会福祉施設の運営費や整備費の一部を補助するものであります。

次の福祉事業者指定事業費につきましては、社会福祉法人の定款認可、障がい福祉サービス事業所指定、業務検査等の事務に係る事務用消耗品費、また職員研修参加負担金が主なものであります。

次の社会福祉課一般経常事務費につきましては、臨時事務補助職員賃金や事務費、栃木県社会福祉協議会等への負担金が主なものであります。

次の臨時福祉給付金給付事業費につきましては、消費税の引き上げに伴い、低所得者の負担軽減を図るため、国の経済対策として低所得者に対する暫定的、臨時的な給付措置を行うものであり、来年度に関しましては、対象者1人につき6,000円の給付金とその事務費でございます。

1つ飛びまして、行旅死病人救助費につきましては、行旅死病人に対する医療費、救護等の費用でございます。

次の障がい児者アートセミナー事業費につきましては、障がい児者への理解と啓発を目的としたセミナーに係る経費であり、主に講師謝礼、印刷製本費でございます。

次の戦没者遺族等補助事業費につきましては、英霊の顕彰と慰霊に関する活動などを行っております栃木市遺族連合会に対する補助金であります。

次の大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営費につきましては、指定管理者に対する管理運営委託料及び敷地賃借料が主なものであります。

次の健康福祉課一般経常事務費（大平）につきましては、事務用品費と電話料が主なものであります。以下、同事務費（藤岡）（都賀）（岩舟）につきましては、同様の内容となりますので、説明は省略させていただきます。

次の大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営費につきましては、指定管理者に対する管理運営委託料とゆうゆうプラザ屋根防水改修工事費及び露天風呂ろ過タンク更新修繕費等の維持補修費が主なものであります。

1つ飛びまして、渡良瀬の里管理運営費につきましては、指定管理者に対する管理運営委託料であります。

続きまして、194、195ページをお開きください。説明欄1行目、あいあいプラザ管理運営費につきましては、臨時職員1名の賃金及びプラザ管理運営委託料が主なものであります。

次の健康福祉課一般経常事務費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

1つ飛びまして、岩舟健康福祉センター遊楽々館管理費につきましては、指定管理者への管理運営委託料やトレーニング機器リース料が主なものであります。

次に、2目障がい福祉費であります。説明欄2行目、重度心身障がい者医療費助成事業費（栃木）であります。重度心身障がい者医療給付費が主なものであります。医療費のうち保険診療自己負担分を助成するものであり、助成件数は延べ5万6,000件を見込んでおります。

次の外国人障がい者特別給付事業費につきましては、項目保存であります。

次の障がい者体力増進事業費（栃木）につきましては、スポーツを通じ、障がい者の体力の維持、増強を図るとともに障がい者に対するスポーツの普及啓発を図るため、栃木市身体障がい者スポーツ協会へ支出する補助金が主なものであります。

次の障がい福祉団体補助負担金につきましては、障がい者2団体に対する負担金及び4団体に対する補助金であります。

次の身体障がい者福祉電話設置事業費につきましては、緊急時のコミュニケーション手段に欠ける低所得の障がい者世帯への電話、ファクスを設置すること及び福祉事務所のファクス機器設置の費用でございます。

2つ飛びまして、身体障がい者（児）補装具等交付事業費につきましては、身体障がい者（児）に対して補装具や日常生活用具を給付するものであります。

1つ飛びまして、特別障がい者手当等給付事業費につきましては、在宅で重度の障がい児（者）に支給する特別障がい者手当、障がい児福祉手当及び福祉手当経過措置の扶助費が主なものであります。

1つ飛びまして、成年後見制度利用支援事業費につきましては、市長申し立てにより成年後見を開始した者の後見人に対する報酬が主なものであります。

次の訪問入浴サービス委託費につきましては、在宅の重度障がい児（者）を対象に、訪問入浴車によるサービス業務委託費であります。

続きまして、196ページ、197ページをお開きください。説明欄2行目、障がい支援区分審査判定事務費につきましては、審査会委員報酬、障がい支援区分認定調査員報酬、主治医意見書作成手数料が主なものであります。

次の障がい者相談支援事業費につきましては、相談支援事業者委託料が主なものであります。

次の重度障がい児支援手当支給費につきましては、心身に重度の障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者に対する扶助費であります。

次の障がい者等移送サービス事業費につきましては、身体機能の低下や障がい等で公共の交通機関が利用できない方の社会参加を図るため、移送サービス用自動車による移送サービス事業を実施

するものであります。

次の障がい者等社会参加促進事業費につきましては、障がい者に対するスポーツ教室や写真教室、料理教室等を開催し、障がい者の社会参加を促進するとともに自立支援を図るため、福祉団体へ事業委託するものでございます。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費につきましては、国の指針改定により国の助成制度を利用できなくなった軽度、中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する扶助費であります。

次の地域活動支援センター事業費（栃木）につきましては、地域活動支援センター委託料が主なものであります。

次の重度心身障がい者医療費助成事業費（大平）につきましては、事務用消耗品費が主なものであります。以下、各総合支所に計上されております重度心身障がい者医療費助成事業につきましては、同様の内容となりますので、説明は省略させていただきます。

次の障がい者体力増進事業費（大平）につきましては、障がい児（者）、健常者のスポーツ・レクリエーションイベント「若葉OHIRA」を開催するための委託料であります。

次の大平地域活動支援センターほほえみ館管理運営費につきましては、指定管理者に対する管理運営委託料が主なものであります。以下、地域活動支援センター事業費（藤岡）及び同事業費（都賀）につきましては、同様の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、3款1項1目社会福祉総務費、2目障がい福祉費の説明は終わらせていただきます。

○委員長（平池紘土君） 鈴木高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 続きまして、198ページ、199ページをお開きください。

3目高齢福祉総務費であります。説明欄1つ目の介護保険特別会計繰出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の法定負担分並びに職員人件費等の経費につきまして、一般会計から介護保険特別会計（保険事業勘定）及び（サービス事業勘定）に繰り出すものであります。

2つ飛びまして、外国人高齢者特別給付事業費につきましては、項目保存であります。

次の老人福祉センター団体送迎バス運行事業費につきましては、老人福祉センター等の利用促進と福祉バス等の廃止に伴う利用者の利便性を確保するため団体送迎を行うもので、送迎バスの維持管理費が主なものであります。

次の敬老事業費につきましては、年度内に85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎える方と101歳以上の方に対して慶賀を祝して支給いたします敬老祝金と、自治会等が主催して実施する敬老会事業に対する助成が主なものであります。

次のシルバー人材センター補助金につきましては、高齢者の就労機会の確保と生きがいづくり等を図るため、栃木市シルバー人材センター運営に対する補助金であります。

次の高齢福祉課一般経常事務費（栃木）につきましては、単位老人クラブ活動助成補助金につい

ては、市内全域の単位老人クラブの活動に対しまして助成を行うものであります。

また、栃木市老人クラブ連合会活動促進補助金につきましては、老人クラブ連合会の活動に対して助成するものであります。

次の老人保護措置事業費につきましては、在宅での生活が困難となった高齢者に対して、安心して生活が送れるよう、養護老人ホーム等の施設入所に係る措置委託料であります。市内全域で89名を見込んでおります。

次の緊急ホームヘルパー派遣委託費につきましては、ひとり暮らし高齢者等で介護認定を受けていない方、もしくは申請中で緊急的対応が必要な方に対して、日常生活支援を行うホームヘルパーを派遣するための委託料であります。なお、本事業につきましては、平成27年より本庁に一本化しております。

次の緊急通報装置給付等事業費につきましては、ひとり暮らしの高齢者に対して、急病等の緊急時に対応するため緊急通報装置を設置しており、その受報業務に係る委託料と装置借上料であります。

1つ飛びまして、高齢者日常生活用具購入費等助成事業費（栃木）につきましては、日常生活の支援を要する高齢者に対して、シルバーカーや電磁調理器などの日常生活用具の購入費や特殊寝台等のレンタル料の一部を助成するものであります。

次のページに、同様の事業で、（大平）（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）におきましても同事業を行っております。

下から5つ目の在宅老人短期入所委託費につきましては、介護認定を受けていない高齢者で、一時的に在宅での生活が困難な場合などに養護老人ホームに短期入所する際の委託料であります。

次の軽度生活援助員派遣委託費につきましては、ひとり暮らし等で市民税非課税世帯の方に対して、介護保険のホームヘルパー等が行わない除草などの軽易なサービスを提供する生活援助員を派遣した際の委託料であります。

次の配食サービス事業費につきましては、調理が困難な在宅のひとり暮らしの高齢者などに対して、安否確認と健康保持を図るため、昼食の弁当を自宅に配達するための業者への委託料が主なものであります。

次の低所得者介護保険サービス助成事業費につきましては、特に生計が困難な人に対しての助成事業としまして、社会福祉法人が利用者負担の4分の1を軽減した場合、その軽減額の2分の1を市が助成するものであります。

次の保険料特別徴収負担金につきましては、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の特別徴収について、国保連合会が行う第1号被保険者の年金からのデータ集約事務に対する負担金であります。

次の200、201ページをお開きください。説明欄1つ目の高齢者健康鍼灸マッサージ事業費につき

ましては、高齢者の健康の保持と健康寿命の延伸を図るため、75歳以上の高齢者を対象に、保険適用外のはり、きゅう及びあんまマッサージ指圧施術料の一部を助成する扶助費が主なものであります。

1つ飛びまして、高齢者福祉事務費（大平）及び（藤岡）（西方）（岩舟）につきましては、事務に係る経費あるいは電算委託料などが主なものであります。なお、（都賀）におきましては、デイサービスセンターの維持補修費が含まれております。

次に、説明欄中ほどの生きがい活動支援通所事業費につきましては、ひとり暮らし高齢者及び虚弱高齢者等に生きがいの場を提供し、自立生活の助長を図るための委託料が主なものであります。

続きまして、4目高齢福祉施設費であります。説明欄1つ目、老人福祉センター施設共通管理費につきましては、栃木地域にあります3つの老人福祉センターの施設管理に係る経費でありまして、改修工事費といたしまして、福寿園の受水槽が経年劣化のため亀裂が入り、水漏れのため、更新工事費といたしまして1,275万5,000円を上げております。また、泉寿園の空調機を順次改修してございまして、平成27年度においては、1階のホール、相談室等の空調機改修工事費494万7,000円が主なものであります。

次の長寿園管理委託費、また次の福寿園運営委託費、泉寿園管理運営委託費につきましては、いずれも指定管理者であります栃木市社会福祉協議会への管理運営委託料であります。

次の大平高齢者デイサービスセンターまゆみ管理運営費につきましては、施設の維持補修費であります。

次の老人憩いの家管理運営費につきましては、都賀地域にあります老人憩いの家の管理について、栃木市シルバー人材センターへの管理運営委託料であります。

次の西方ふれあいプラザ管理運営費につきましては、高齢者の健康増進や介護予防を図るための施設でありまして、指定管理者であります栃木市社会福祉協議会への管理運営委託料及び利用者の送迎業務委託料が主なものであります。

次のさくらホーム管理運営費につきましては、高齢者が自主的に生きがい活動や健康づくり活動などを行う、西方地域にありますさくらホームの施設の光熱水費等の管理費が主なものであります。

次の小野寺ふれあい館管理運営費につきましては、施設の管理費が主なものであります。

次の202、203ページをお開きください。5目国民年金費であります。説明欄2つ目、国民年金事業費（栃木）につきましては、国民年金の事務補助を行う臨時職員2人分の賃金が主なものであります。

次の国民年金事業費（大平）以下、（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、各総合支所における事務用消耗品費、郵便料が主なものであります。

以上で3款1項3目高齢者福祉総務費から5目国民年金費までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） 小林こども課長。

○こども課長（小林和彦君） 続きまして、3款2項1目児童福祉総務費からご説明させていただきます。204ページから205ページをお開きください。

説明欄3行目の発達障がい者等相談支援事業費につきましては、主に臨床心理士等専門医の報酬と研修会講師謝礼であります。

次の就学前障がい児等発達支援事業費につきましては、主に未就学児ことばの教室の言語聴覚士等専門医の報酬であります。

次の家庭児童相談事業費につきましては、相談、指導業務を専門的に行う家庭相談員3名を配置し、家庭における児童養育の適正化や家族関係の健全化などを図り、家庭児童福祉の向上を目指す事業のための費用であります。

次の母親クラブ育成事業費につきましては、地域児童の健全育成を図るため、母親を初めとする地域住民が参加して組織する母親クラブに対し、活動費を補助するものであります。

次の民間児童厚生施設等活動推進事業費補助金につきましては、児童の健全育成を図るため、地域児童の活動の拠点として設置された民間児童館でありますさくら3Jホールの事業運営のための委託料であります。

次の養育支援家庭訪問事業費につきましては、児童虐待防止対策の一環として、養育支援員2名を配置し、保護者の養育力不足のため支援が必要な家庭を支援員が直接訪問し、そこで育児、家事の援助や助言等を行い、保護者の養育力向上を図る事業費であります。

次の民間保育所地域子育て支援センター補助金につきましては、市内の民間保育所4カ所の地域子育て支援センターに対する補助金でありまして、さくら保育園、ひがしのもり保育園、けやき保育園及び4月開設予定のフォレストキッズ保育園に対する補助であります。

次のこども課一般経常事務費につきましては、こども課における消耗品等の事務費及びひとり親家庭福祉会への補助金であります。

次の赤ちゃん誕生祝金事業費につきましては、第2子以降の児童が誕生した保護者に対して、第2子に1万円、第3子以降に2万円を支給するものであります。

次の学童保育事業費につきましては、主要事業でありますので、説明は省略いたします。

次のファミリーサポートセンター運営費につきましては、ファミリーサポートセンターのアドバイザー3名分の報酬が主なものであります。

次の子育て応援企業登録制度事業費につきましては、従業員の仕事と子育ての両立支援や地域における子育て支援に取り組む企業を子育て応援企業として登録し、子供が健やかに生まれ育つ環境整備を進めるための事業費であります。

次の子育て短期支援事業費につきましては、保護者が病気などで緊急的に子育てができなくなったときに、児童福祉施設に一時的に預け、そこで養育、保護してもらう事業費であります。

次の保育園給食調理業務委託費につきましては、いまいずみ保育園、おおつか保育園、大平地域の3保育園及び藤岡地域の3保育園の給食調理業務についての委託料であります。

次の民間保育所一時預かり事業補助金につきましては、就労形態の多様化に伴う一時的な保育の需要に応じて市内の民間保育園5カ所で実施している一時預かり事業に対する補助金でありまして、さくら第2保育園、ひがしのもり保育園、けやき保育園、大平中央保育園、フォレストキッズ保育園に対する補助であります。

次の保育課一般経常事務費につきましては、子ども・子育て会議の開催に伴う委員報酬等が主なものであります。

次に、206ページ、207ページをごらんください。次の病児・病後児保育事業費につきましては、保育所等に通園している児童が疾病等により集団保育が難しい場合、専用スペースで一時的に預かる事業を行うさくら保育園、フォレストキッズ保育園に対する委託料であります。

次の保育料事務費につきましては、保育園の入退園や保育料に係る事務費でありまして、保育システム借上料が主なものであります。

次の民間保育所運営委託費（さくら）、次の（さくら第2）、次の（ひがしのもり）につきましては、各民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の市外保育所運営委託費につきましては、保護者の勤務の都合などにより、本市の児童が市外の保育園に通園する際の委託料であります。

次の民間保育所延長保育補助金につきましては、延長保育を実施する民間保育園7園に対する補助金であります。

次の民間保育所休日保育補助金につきましては、休日保育を実施しているさくら保育園に対する補助金であります。

次の民間保育所運営委託費（けやき）及び、1つ飛んで（大平中央）、次の（ひかり）につきましては、各民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

戻っていただきまして、民間育児サービス事業費補助金につきましては、民間育児サービスを利用する保育に欠ける乳幼児がいる認可外保育施設に対する補助金であります。

次の民間保育所家庭支援推進保育事業費補助金につきましては、特に配慮が必要な児童が多数入所している保育所に保育士を加配するための補助金で、ひかり保育園に対する補助金であります。

次の民間保育所運営委託費（すみれ）及び新設されるフォレストキッズにつきましては、各民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の保育所アレルギー疾患対応事業費につきましては、食物アレルギーを持つ園児に対し安全な給食を実施するため、医師の診断のもと作成する生活管理指導表の作成料を補助するもので、保護者の負担軽減を図るものであります。

次の認定こども園施設整備費補助金につきましては、主要事務事業でありますので、説明を省略

いたします。

次の特定教育・保育施設等施設型給付費につきましては、認定こども園、小規模保育施設等に適切な保育を実施するために支払う給付費であります。

208ページ、209ページをお開きください。3款2項2目児童措置費であります。説明欄2行目の特別児童扶養手当支給事務費につきましては、特別児童扶養手当請求受付等の事務に係る事務用消耗品であります。

次の児童扶養手当支給費につきましては、父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を一にしていない児童を監護する保護者に対して手当を支給するものであります。

次の遺児手当支給費につきましては、父母の一方または両方が死亡した義務教育終了前の児童を監護する保護者等に対して手当を支給するものであります。

次の児童手当支給事務費につきましては、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを図ることを目的に、中学校終了までの子供を養育している者に対して手当を支給するものでありまして、臨時職員1名分の賃金、郵送料、児童手当システム保守料及び児童手当が主なものであります。

次の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費につきましては、消費税の引き上げの影響を踏まえ、児童手当対象児童1人につき3,000円を臨時的に給付するものでありまして、臨時職員1名分の賃金、通知等の郵送料、子育て世帯臨時特例給付金給付システム委託料及び子育て世帯臨時特例給付金が主なものであります。

次に、3款2項3目の母子福祉費であります。説明欄2行目のこども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費（栃木）につきましては、臨時職員1名分の賃金、こども医療費の現物給付に係る審査支払い事務費手数料、医療費助成システムの借上料の事務費と、こども医療給付費は延べ30万件、妊産婦医療給付費は延べ8,200件、ひとり親家庭医療費給付費は延べ1万6,000件を見込んでおり、それぞれの医療費のうち保険診療自己負担分を助成するものであります。

次の不妊治療費助成事業費につきましては、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するために実施するものであり、助成件数は100件を見込んでおります。

次の不育症治療費助成事業費につきましては、不育症治療を受けている方の経済的負担を軽減するために実施するものであり、助成件数は2件を見込んでおります。

次の母子・父子自立支援事業費につきましては、母子家庭や父子家庭の自立支援やDV被害等について相談指導を行うため、母子・父子自立支援員兼婦人相談員2名の職員を配置しまして、その報酬と母子、父子家庭の就労支援のための看護師等の資格取得を促進するための扶助費が主なものであります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、DV被害等を受けた婦女子を保護するため、母子生活支援施設に入所措置した際の施設への委託料であります。

次のこども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費（大平）につきましては、医療費助成シス

テム機器の保守料及び借上料が主なものです。

210ページ、211ページをお開きください。次のこども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費（藤岡）につきましても、医療費助成システム機器の借上料が主なものであります。

次に、同じく（都賀）につきましても、医療費助成システム機器の保守料が主なものであります。

次の同じく（西方）につきましても、事務用消耗品及び郵送料であります。

次の同じく（岩舟）につきましても、事務用消耗品であります。

次に、3款2項4目児童福祉施設費であります。説明欄3行目のこどもサポートセンター管理運営費につきましても、光熱水費や施設管理委託料が主なものであります。

次の児童センター管理運営費につきましても、はこのもり児童センターの臨時職員3名分の賃金が主なものであります。

次の児童館共通管理運営費につきましても、大平児童館の耐震診断委託料及びいまいずみ児童館の防犯カメラ設置工事が主なものであります。

次のいまいずみ児童館管理運営委託費、そのべ児童館管理運営委託費及び大平児童館管理運営委託費につきましても、それぞれの児童館の管理運営を行う指定管理者への委託料であります。

次の大平みなみ児童館管理運営費につきましても、臨時職員1名分の賃金及び施設の維持管理のための運営費であります。

次の地域子育て支援センター運営事業費から地域子育て支援センターいわふね運営事業費までにつきましても、各地域子育て支援センターの臨時保育士賃金及び子育て支援に係る事業費が主なものであります。

続いて、212ページ、213ページをお開きください。説明欄1行目のとちぎコミュニティプラザ管理事業費につきましても、施設の維持管理に要する費用でありまして、施設の清掃業務委託料のほか、エレベーターなど施設の保守点検、警備業務などの委託料が主なものであります。

次の大平子どもセンター管理運営費につきましても、管理運営に係る光熱水費及び維持補修費等の需用費が主なものであります。

以上で、児童福祉総務費、児童措置費、母子福祉費、児童福祉施設費の所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 続きまして、5目保育所費から説明させていただきます。

説明欄の3行目、一時預かり事業費（栃木）から2つ下の各（藤岡）まで、次の延長保育事業費（栃木）から4つ下の（西方）まで、次の低年齢児保育事業費（栃木）から、次の214、215ページをお開きください。説明欄の3行目の（岩舟）まで、それからさらに障がい児保育事業費（栃木）から5つ下の（岩舟）までにつきましても、各地域の公立保育園で実施しております特別保育事業でありまして、嘱託保育士報酬及び臨時保育士賃金などが主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（栃木）につきましては、栃木地域の公立保育園5園の運営に要する管理運営経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬15名分、臨時保育士賃金15名分、臨時業務員賃金7名分、はこのもり保育園を除きます4園分の警備保障等の管理運営委託料及び保育園の遠足の際のバス借上料16台分が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（大平）につきましては、大平地域の公立保育園3園の運営に要する管理運営経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬6名分、臨時保育士賃金11名分、臨時業務員賃金4名分、警備保障等の管理運営委託料が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（藤岡）につきましては、藤岡地域の公立保育園3園の運営に要する管理運営経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬2名分、臨時保育士賃金9名分、臨時業務員賃金1名分が主なものであります。

次のいまいずみ保育園管理運営費から、216、217ページをお開きください。217ページ、説明欄の1行目のそのべ保育園管理運営費までにつきましては、栃木地域のそれぞれの保育園の管理運営に必要な経費であります。このうち、各園の不動産賃借料に伴う借地面積につきましては、いまいずみ保育園が2,161.98平方メートル、おおつか保育園につきましては3,504平方メートル、そのべ保育園につきましては1,818.18平方メートルであります。

217ページに戻っていただきまして、次の保育所第三者評価委託事業費につきましては、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上を図るため、栃木県から認証を受けた第三者評価機関による第三者評価を実施するための委託料でありまして、3園分を予定してございます。

次の三鴨保育園管理運営費から、2つ下の藤岡保育園管理運営費までにつきましては、藤岡地域のそれぞれの保育園の管理運営に必要な経費でありまして、臨時業務員賃金が主なものであります。

次の都賀よつば保育園管理運営費につきましては、都賀よつば保育園の管理運営に必要な経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬2名分、臨時保育士賃金6名分、臨時業務員賃金4名分、警備保障等の施設管理委託料が主なものであります。

次の藤岡地域統合保育園整備事業費は、主要事務事業でありますので、省略させていただきます。

次のいわふね保育園管理運営費につきましては、いわふね保育園の管理運営に必要な経費でありまして、通常保育のための臨時保育士賃金9名分、臨時業務員賃金2名分、警備保障等の施設管理委託料が主なものであります。

次の藤岡地域統合保育園管理運営費につきましては、現在建築中の園舎完成後の管理運営に必要な経費でありまして、電気料、警備保障等の委託料が主なものであります。

次のぬまわだ・大平東保育園解体事業費につきましては、4月に廃園となりますぬまわだ、大平東両保育園の園舎解体の設計業務等の委託料及びぬまわだ保育園の解体にかかわる工事費であります。

続きまして、6目認定こども園費であります。この目につきましては、平成27年度からの子ども

・子育て支援新制度の開始に伴いまして、従来10款で計上されておりました幼稚園費が3款に統合されまして、新たに認定こども園費として新設されたものであります。

説明欄の3行目、認定西方なかよしこども園運営費につきましては、西方なかよしこども園の管理運営に必要な経費でありまして、園医等の医師報酬、保育園と幼稚園の両方の資格を持つ嘱託保育教諭報酬1名分、臨時保育教諭賃金3名分、臨時業務員賃金4名分、警備保障等の施設管理委託料、不動産賃借料が主なものであります。不動産賃借に伴う借地面積につきましては、3,793平米であります。

続きまして、少し飛びまして、222ページ、223ページをお開きください。続きまして、3款3項1目生活保護総務費であります。説明欄3行目の生活保護運営対策事業費につきましては、福祉事務所の嘱託医2名の報酬、それから生活保護費の医療費支払い審査委託料、社会保障・税番号導入に係るシステム改修委託料、OA機器借上料が主なものであります。

次の生活保護適正実施推進事業費につきましては、生活保護面接相談員1名及び就労支援相談員1名分の報酬が主なものであります。

次に、224、225ページをお開きください。2目扶助費であります。説明欄の生活保護費支給費につきましては、生活扶助費として延べ1万1,673世帯分、次の住宅扶助費として延べ1万208世帯分、1つ飛びまして、医療扶助費は、入院が延べ1,380件分及び通院が延べ1万3,490件分などの費用でありまして、それが主なものでございます。

続きまして、226、227ページをお開きください。3款4項1目の災害救助費であります。説明欄の災害弔慰見舞金につきましては、自然災害や火災等によって被害を受けた市民に対して、災害見舞金条例に基づき見舞金を支出するものであります。

以上で3款民生費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） 大木健康増進課長。

○健康増進課長（大木富江君） 続きまして、228、229ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費であります。説明欄、上から3行目、健康診査事業費につきましては、脳卒中、心臓病、がんなどの生活習慣病の早期発見と早期治療を推進するため、特定健康診査やがん検診など各種健康診査を実施するものであります。

臨時事務補助職員賃金は、検診案内通知等を行う事務補助1名分の賃金であります。

郵便料は、検診案内通知や再勧奨通知に係る郵便料であります。

電算処理委託料は、20歳以上の全市民に対し、各個人ごとに全ての検診を一括して案内するけんしんパスポートやけんしんガイドブックを作成するための委託料であります。

健康診査委託料は、特定健康診査や各種がん検診、歯周疾患検診などを実施するための委託料であります。

OA機器借上料は、健康診査の受診結果や予防接種状況等を経年的に管理するための健康管理シ

ステムの機器借上料であります。

次の小児救急医療委託費につきましては、日曜日の夜間に小児の急病者を診療していただくための委託料であります。

次の急患センター管理運営委託事業費につきましては、休日及び夜間に軽症の急病者の診療所として開設している急患センターの管理運営委託料が主なものであります。

次の病院群輪番制病院運営補助事業費につきましては、休日及び夜間に入院を必要とする重症の急病者の診療に当たる病院への補助事業であります。

病院群輪番制病院運営費負担金は、鹿沼救急医療圏における西方地域の負担金であります。

病院群輪番制病院運営費補助金は、栃木救急医療圏の2次救急を担う3病院への運営費補助金であります。

次の除細動器整備事業費につきましては、健康増進課で管理している栃木地域のAEDのうち、耐用年数を迎える6台を新しい機種に変えるための機械借上料であります。

次の小児二次救急医療支援補助金につきましては、休日及び夜間に小児の重症の急病者の診療に当たる獨協医科大学病院への補助金であります。

次の健康増進課一般経常事務費（栃木）につきましては、全戸配布用の親子けんこうカレンダーの印刷製本費や、健康増進課で管理している栃木地域のAEDの交換用パッドやバッテリーの消耗品費が主なものであります。

次の市民健康まつり開催事業費（栃木）につきましては、市民の健康意識の高揚を図り、健康づくりを推進するため、市民健康まつりを開催する際の案内チラシ新聞折り込み手数料が主なものであります。

次の健康増進計画推進事業費につきましては、栃木市健康増進計画を推進していくため、推進部会員の報償費やPR用のぼり旗などの消耗品費が主なものであります。

次の健康教育、相談事業費（栃木）につきましては、生活習慣病を予防するため、健康相談、健康教育を実施するもので、健康運動指導士などへの報償金や指導用教材の消耗品費が主なものであります。

次の自殺予防事業費につきましては、自殺予防対策としてこころの健康相談を実施する際のカウンセラーへの報償金やストレス度をチェックするこころの体温計の委託料が主なものであります。

次の母子保健事業費（栃木）につきましては、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児にかかわる検診、教育相談、訪問指導などの支援を行うものであります。

母子保健推進員報酬は、乳児の訪問等に協力をいただいている母子保健推進員の報酬であります。

臨時看護師賃金は、看護師2名分の賃金であります。

臨時事務補助職員賃金は、事務補助1名分の賃金であります。

乳幼児健康診査報償金は、検診時の医師、歯科医師への報償金であります。

臨時看護師等報償金は、検診時の看護師、歯科衛生士等への報償金であります。

乳児健康診査等委託料は、乳児先天性股関節脱臼検診等の委託料であります。

次の乳幼児発達相談事業費につきましては、乳幼児健診等において発達上の問題が疑われた児に対し2次検診を行い、早期治療、早期療育に向けて支援を行うもので、医師への報償金が主なものであります。

次の妊婦健康診査事業費につきましては、妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査の助成や妊婦歯科検診を実施するものであります。

妊婦歯科検診等委託料は、医療機関への委託料であります。

妊婦健康診査扶助費は、県外の医療機関で妊婦健診を受ける場合の扶助費であります。

次の未熟児養育医療給付事業費につきましては、出生時の体重が2,000グラム以下または生活力が薄弱な未熟児に対し、指定医療機関に委託して養育に必要な医療の給付を行うもので、扶助費が主なものであります。

次の地域医療対策室一般経常事務費につきましては、地域医療対策室における研修参加旅費と事務用品代であります。

次の地域医療対策基金積立金につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てることを目的とした基金への積立金であります。

次のページ、説明欄2つ目のとちぎメディカルセンター運転資金貸付金につきましては、とちぎメディカルセンター下都賀総合病院に対して、その運営に要する資金の一部を貸し付けることにより、病院運営の維持及び地域医療提供体制の確保を図るものであります。

次の健康増進事務費（大平）につきましては、事務用消耗品、専用車の車検料等の需用費が主なものであります。

次のふれあい健康福祉まつり開催事業費（大平）につきましては、ふれあい健康福祉まつり開催に当たり、ご協力を願う歯科医師等への報償金及び事務用消耗品等の需用費が主なものであります。

次の健康教育、相談事業費（大平）につきましては、大平地域で開催する各種健康教室の医師、運動指導士等に対する報償費及び健康教育相談事業に使用するパンフレット等の購入に係る需用費が主なものであります。

次の母子保健事業費（大平）につきましては、母子保健推進員に対する報酬及び乳幼児健診の際の医師、歯科医師等への報償金が主なものであります。

次からは（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）の事業となりますが、（大平）でご説明した内容と同様の事業につきましては、説明を省略させていただきます。

4つ飛びまして、市民健康まつり開催事業費（都賀）につきましては、まるまるまるごとつがまつりにおける健康相談事業を実施する際の歯科衛生士に対する報償金及び消耗品費等であります。

2つ飛びまして、健康増進事務費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なもので

あります。

次の健康教育、相談事業費（西方）につきましては、臨時栄養士1名分の賃金が主なものであります。

2つ飛びまして、ふれあい健康福祉まつり開催事業費（岩舟）につきましては、健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、行政、市民、社会福祉協議会が一体となり、祭りを開催するもので、講師への報償金、啓発のための消耗品費及びテント、テーブル等の借上料が主なものであります。

次に、2目予防費であります。説明欄2行目の狂犬病予防事業費（栃木）につきましては、狂犬病予防注射済票の交付手数料の徴収事務を委託している栃木県獣医師会に対する委託料が主なものであります。

次のページ、説明欄2つ目の新型インフルエンザ対策事業費につきましては、新型インフルエンザ対策を進めるために有識者の意見を伺う必要があります。その委員報酬や手指消毒液購入の消耗品費が主なものであります。

1つ飛びまして、狂犬病予防事業費（大平）から同じく（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、狂犬病予防注射通知の郵送料及び畜犬登録事務用消耗品費が主なものであります。

以上で、保健衛生総務費、予防費の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 説明聴取の途中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時10分）

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

（午後 2時20分）

○委員長（平池紘士君） 若菜斎場整備室長。

○斎場整備室長（若菜 博君） 232ページ、233ページをよろしく申し上げます。

3目環境衛生費であります。説明欄の上から4行目、環境課一般経常事務費につきましては、臨時職員3名分の賃金と環境審議会委員及び市有墓地管理人の報償金が主なものであります。

次に、1項目飛びまして、エネルギー使用量管理業務委託費につきましては、省エネ法に基づき、エネルギー使用に関する中長期計画及び設備台帳の作成等に係る業務委託料であります。

次に、1項目飛びまして、再生可能エネルギー普及促進基金積立金につきましては、平成24年度から実施をしております市有施設屋根貸し出し事業に伴う使用料を積み立てるため、再生可能エネルギー普及促進基金を設置しておりますが、その基金から生じます預金利子と平成27年度分の使用料を積み立てるものであります。

次のマイバッグ持参運動事業費につきましては、3つのR、3Rポスターの参加賞やマイバッグキャンペーン啓発用品費が主なものであります。

次の聖地公園管理費（栃木）につきましては、芝生管理業務等の委託料が主なものであります。

続きまして、234、235ページをお開きください。説明欄1行目にあります聖地公園管理基金積立金につきましては、聖地公園の大規模な補修、改修を行う際の基金積立金であります。

次の専用水道事業等委託料につきましては、県から権限移譲を受けた水道法に規定する専用水道等に関する事務委託料であります。

次の地域クリーン推進員事業費につきましては、各自治会に1名設置し、地域における環境美化活動を担っていただく地域クリーン推進員473自治会分の報酬が主なものであります。

次に、1項目飛びまして、環境衛生事務費（大平）につきましては、事務用消耗品代及び栃木市自然環境保全活動団体であるNPO法人太平山南山麓友の会への補助金が主なものであります。以下、環境衛生事務費の（藤岡）（西方）につきましては、事務用消耗品が主なものであります。

次に、1項目飛びまして、墓地管理費（藤岡）につきましては、墓地内水道料及び墓地除草等委託料が主なものであります。

次の環境衛生事務費（都賀）につきましては、都賀地区内の市有墓地管理人の報償金であります。

次の聖地公園管理費（都賀）につきましては、墓園の清掃及び樹木等の管理業務委託料が主なものであります。

次に、1項目飛びまして、墓地管理費（西方）につきましては、市営墓地の除草等委託料が主なものであります。

次に、4目の斎場費であります。説明欄の2行目、斎場管理運営委託事業費につきましては、霊柩車運行に係る臨時職員3名分の賃金や管理運営委託料及び燃料費、霊柩車修繕料が主なものであります。

次の佐野地区衛生施設組合斎場負担金につきましては、火葬業務、佐野斎場の維持管理にかかわる費用の栃木市分の負担金であります。

以上で、環境衛生費、斎場費の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 続きまして、236ページ、237ページをお開きください。

4款1項5目の公害対策費の所管関係部分であります。説明欄の1行目、公害対策費（栃木）につきましては、県から権限移譲されました自動車騒音常時監視業務委託料が主なものであります。

次の水質調査事業費（栃木）につきましては、永野川、巴波川等の河川や地下水の水質調査の委託料であります。

同じく説明欄6つ目、水質調査事業費（大平）につきましては、地下水定期モニタリング調査業務委託料であります。

次に、1つ戻りまして、説明欄5つ目の公害対策費（大平）以下、同じ事業の公害対策費（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、異常水質等で使用いたしますオイル吸着マット等消耗品

費、ほかには、公害苦情調査委託料7万1,000円、これは（藤岡）です。異常水質業務調査委託料15万円、これが（西方）が主なものであります。

次に、中ほどの水質調査事業費（藤岡）につきましては、一般廃棄物最終処分場の周辺における地下水水質調査業務等委託料であります。

次に、6目の保健施設費であります。説明欄2行目、栃木保健福祉センター管理運営費につきましては、センターの管理運営に係る経費であります。内訳の施設管理委託料は、警備委託料やエレベーター保守点検委託料等であります。

次の清掃等業務委託料は、常駐清掃業務及び定期清掃業務委託料であります。

次の不動産賃借料は、センター駐車場用地として借用している土地3,237平方メートルの借上料であります。

次の藤岡保健福祉センター管理運営費につきましては、光熱水費210万円及び施設管理委託料99万3,000円が主なものであります。

次の都賀保健センター管理運営費につきましては、臨時業務員1名分の賃金や、保健センターの身障者用トイレが故障しているため、オストメートの設置を合わせた改修工事費が主なものであります。

次の西方保健センター管理運営費につきましては、機械借上料が主なものであります。

続きまして、240、241ページをお開きください。説明欄2行目にあります環境美化対策事業費（栃木）につきましては、環境美化キャンペーンや一斉清掃に係る消耗品が主なものであります。

次の不法投棄監視事業費につきましては、廃棄物の不法投棄や土砂等の埋め立ての監視を行う不法投棄監視員報酬や車両の燃料費が主なものであります。

次の環境美化対策事業費（大平）につきましては、環境美化啓発看板等の消耗品代及びパッカー車等の修繕費並びに車検代が主なものであります。以下、同じ事業の（藤岡）（都賀）（岩舟）につきましては、環境美化啓発用品購入費、啓発看板作成委託料、また同事業（西方）につきましては、美しいまちづくりの日町内一斉清掃の際の消耗品費が主なものであります。

続きまして、242、243ページをお開きください。2目の塵芥処理費であります。説明欄の2行目、バイオ式生ごみ処理機管理費につきましては、市内の小学校4校、これは千塚小、第三小、第四小、第五小、この4校に設置してありますバイオ式生ごみ処理機の保守点検業務委託料が主なものであります。

次の生ごみ減量化補助金につきましては、生ごみの減量化を推進するため、電気式生ごみ処理機及びコンポスト容器等を購入した方に費用の一部を補助するものであります。

次の資源物回収活動団体支援事業費につきましては、資源物回収活動を実施した団体に対して報奨金を交付するものであります。

次のごみ直営収集事業費につきましては、栃木地域の各地区の美化活動や一斉清掃時などに集め

られたごみの収集等を直営により回収する際に要する経費であり、収集車の修繕料、燃料費が主なものであります。

次のごみ委託収集事業費（栃木）につきましては、家庭から排出される燃やすごみ、燃やさないごみ、紙類、空き缶、空き瓶などの資源物等の収集委託料であります。

次のごみ収集周知事業費（栃木）につきましては、全地区分のごみ収集カレンダーやごみの出し方のパンフレット等の印刷製本費が主なものであります。

3つ飛びまして、とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、とちぎクリーンプラザにおけるごみ処理、処分に係る経費が主なものであります。内訳にあります管理運営委託料につきましては、とちぎクリーンプラザの各施設の運転管理業務、点検、修繕業務及び物品の調達業務等に係る経費であります。

次の財産等管理業務委託料につきましては、南部清掃工場跡地の除草業務及び管理棟、これは建物、管理棟の清掃業務であります。

次の最終処分業務委託料につきましては、焼却残渣及び不燃残渣の運搬及び埋め立て処分に係る経費であります。

次の処理困難物処理業務委託料につきましては、クリーンプラザで処理ができないベッド、ソファ等粗大ごみ、乾電池、蛍光灯等の有害ごみの運搬処分に係る経費であります。

次の資源化処理業務委託料につきましては、ガラス瓶などを資源化するための運搬処理に要する経費であります。

次の周辺環境分析業務委託料につきましては、施設の安全性、信頼性を確保することを目的に、とちぎクリーンプラザ周辺地域の大气、水質、土壌についてダイオキシン類等の測定を実施するものであります。

次の包括的業務委託事業継続可能性調査業務委託料につきましては、現在実施の包括委託事業が平成29年度で終了いたしますことから、平成30年度以降の委託方法について調査、検討するものでございます。

次のとちぎクリーンプラザ管理運営経常事業費につきましては、再生品の修繕を行うための臨時職員の人件費など経常的な経費であります。

次のごみ委託収集事業費（大平）（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、家庭から排出される燃やすごみ、燃やさないごみ、紙類、空き缶、空き瓶などの資源物等、各地域の収集委託料であります。

続きまして、244、245ページをお開きください。3目のし尿処理費であります。説明欄のし尿収集事業費につきましては、集中豪雨等へのし尿収集手数料交付金や遠距離し尿収集交付金であります。

次の公衆便所管理費につきましては、万町公衆便所及び栃木駅高架下公衆便所の管理に関する経

費であり、栃木駅高架下公衆便所の清掃委託料が主なものであります。

次の佐野地区衛生施設組合し尿処理負担金につきましては、し尿処理、これは佐野地区衛生センター分の維持管理に係る費用の栃木市分の負担金であります。

次の衛生センター管理運営委託事業費につきましては、衛生センターに係る管理運営委託料が主なものであります。

大きく飛びまして、324、325ページをお開きください。10款1項3目の教育振興費であります。説明欄2つ目の子育て応援等特別補助金につきましては、第3子以降の子供が幼稚園に在園している保護者に対し、少子化対策の一環として経済的負担の軽減を図るために、幼稚園を通して一部を助成するものであります。

次の幼稚園障がい児等支援補助金につきましては、上段の幼稚園障がい児教育補助金は、県の補助制度上、幼稚園が障がい児を2名以上受け入れた場合の補助金は78万4,000円ありますが、1名の場合のみは補助金が2分の1の39万2,000円に減額となるため、1名を受け入れる幼稚園に対して減額分を市単独で補助するもので、4園分を見込んでおります。

次の幼稚園療育支援補助金は、発達支援児担当職員の経費助成であります。

次の幼稚園就園奨励費補助事業費につきましては、私立幼稚園に幼児を通園させている保護者の経済的な負担を軽減し、幼児教育の振興を目的とした補助金で、世帯の所得に応じて補助するものであります。

次の幼稚園教育助成補助金につきましては、市内私立幼稚園16園の幼稚園教育の振興を図るため、幼稚園教育や施設等の充実、幼稚園が実施する預かり保育等、子育て支援に要する経費への補助金であります。

次の幼稚園アレルギー疾患対応事業費につきましては、食物アレルギーを持つ園児に対し、食事等の提供を安全に実施するため、医師の診断のもと作成する生活管理指導表の作成料を補助することで保護者の負担軽減を図るものであります。

次の私立幼稚園一時預かり事業委託費につきましては、市内私立幼稚園6園の教育標準時間外の一時預かり事業を委託するものであります。

続きまして、飛びまして、342、343ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費の所管部分についてご説明いたします。説明欄3行目の人権同和教育事業費につきましては、市内12カ所の集会所で実施いたします各種教室に係る講師謝礼等の報償金458万5,000円が主なものであります。

次の皆川城内集会所管理費から中ほどの岩舟下津原集会所管理費までの11カ所の集会所管理費につきましては、各施設における電気料、水道料及び施設の管理業務委託などの維持管理費用であります。

以上で一般会計歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 福原地域医療対策室長。

○地域医療対策室長（福原 誠君） それでは、続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明させていただきますので、前のほうに戻りますが、予算書の66ページ、67ページをお開きください。

12款1項2目民生費負担金であります。まず、1節の社会福祉費負担金であります。説明欄1行目の老人保護措置負担金につきましては、在宅での生活が困難になった高齢者に対して養護老人ホーム等へ措置入所した際に、本人の収入に応じて国の基準に基づき徴収する負担金であります。

次の在宅老人短期入所負担金につきましては、介護保険の認定を受けていない高齢者が一時的に在宅生活が困難になった場合に養護老人ホームに短期入所する際の利用料の1割を自己負担いただく負担金であります。

次の緊急ホームヘルパー派遣負担金につきましては、介護認定を受けていないひとり暮らしの高齢者等で、緊急的に家事援助や身体介護等の支援が必要になった際の利用料の1割を自己負担いただく負担金であります。なお、本事業の予算につきましては、平成27年度より本庁に一本化となっております。

次の軽度生活援助員派遣負担金につきましては、低所得のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に除草などの軽易なサービスを提供する生活援助員派遣事業をシルバー人材センターに委託しているところですが、そのサービスを利用した際の利用料の1割を自己負担いただく負担金であります。

次の配食サービス負担金につきましては、在宅で生活するひとり暮らしの高齢者等に昼食の弁当を宅配するサービスで、1食当たり300円の食材費相当分の利用者負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。説明欄1行目の学童保育事業費負担金につきましては、学童保育を利用している児童の保護者からの保育費負担金であります。

次の学童保育事業負担金滞納繰越分につきましては、学童保育利用者の滞納分の保育費負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金につきましては、市内公立保育所に入所している児童の保護者からの保育費負担金であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金につきましては、市内の民間保育所及び広域利用による市外の保育所に入所している児童の保護者からの保育費負担金であります。

次の保育所受託児童保育費負担金につきましては、市外から本市の保育所に入所している児童が在住する市町からの保育費負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金滞納繰越分及び民間保育所等児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、過年度分の保育料未納分であります。

次の保育所児童保育費負担金延長保育分につきましては、延長保育を利用した際の負担金でありまして、1日200円で、一月の上限が2,500円であります。

次の保育所児童保育費負担金一時預かり利用分につきましては、一時預かり事業の利用者負担金

でありまして、3歳児未満児は1日2,000円、3歳以上児は1日1,500円となっております。

次の民間保育所等児童保育費負担金休日保育分につきましては、さくら保育園で実施している休日保育を利用した際、一月当たり2,000円の負担金であります。

続きまして、次の68ページ、69ページをお開きください。13款1項1目総務使用料であります。1節の総務管理使用料であります。説明欄、下から3行目の真名子夢ホール敷地使用料につきましては、敷地内にありますN T Tの電柱3本分と日本郵便鹿沼支店の郵便ポスト1基分の敷地使用料であります。

次の真名子夢ホール使用料につきましては、施設利用に係る使用料であります。

次に、2目民生使用料であります。まず、1節の社会福祉使用料であります。説明欄1行目の大平隣保館使用料につきましては、施設の使用料であります。

次の老人福祉センター行政財産使用料につきましては、栃木地域にあります老人福祉センター長寿園、福寿園、泉寿園内にある売店の施設使用料であります。

次に、1つ飛びまして、渡良瀬の里敷地使用料につきましては、敷地内の電柱敷地使用料であります。

次の都賀老人憩いの家等敷地使用料につきましては、東京電力の電柱2本分とN T Tの電柱3本分の敷地使用料であります。

次の西方さくらホーム行政財産使用料につきましては、施設の一部を事務室等に使用しております。栃木市シルバー人材センター西方事業所及び小倉堰土地改良区からの施設使用料であります。

次に、1つ飛びまして、小野寺ふれあい館敷地使用料につきましては、A T M設置に伴う敷地使用料であります。

次に、2節の児童福祉使用料であります。説明欄1行目の児童福祉施設敷地使用料（こども課）につきましては、栃木コミュニティプラザ敷地内の電柱8本分の敷地使用料であります。

次の大平みなみ児童館敷地使用料につきましては、敷地内の電柱5本分の敷地使用料であります。

次の児童福祉施設敷地使用料（保育課）につきましては、各園内に設置してある電柱20本分の敷地使用料であります。

続きまして、次の70ページ、71ページをお開きください。3節の認定こども園使用料ありますが、説明欄の市立認定こども園使用料につきましては、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度開始に伴いまして、従来市立幼稚園使用料として計上されていたものを名称変更したものでありまして、認定西方なかよしこども園幼稚園部門の園児60名分の保育料であります。

次に、3目衛生使用料であります。1節の保健衛生使用料ありますが、説明欄1行目の斎場使用料（栃木）につきましては、本庁で受け付けをする斎場と待合室の使用料であります。

次の霊柩自動車使用料（栃木）につきましては、同じく本庁で受け付けをする霊柩自動車の使用料であります。

次の聖地公園永代使用料（栃木）につきましては、聖地公園墓所1区画分の永代使用料であります。

次の衛生施設敷地使用料につきましては、聖地公園、市有墓地、斎場、ごみ集積所及びとちぎクリーンプラザ敷地内の電柱敷地使用料であります。

次の栃木保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会の事務室使用料等であります。

次の急患センター敷地等使用料につきましては、敷地内の電柱敷地使用料であります。

次の栃木保健福祉センター太陽光発電施設屋根貸し出し使用料につきましては、太陽光発電促進に伴う栃木保健福祉センターの屋根貸し出しに係る使用料であります。

次のとちぎメディカルセンター新病院建設用地敷地使用料につきましては、栃木駅南部に建設しております新病院の建設敷地内に設置されている電柱敷地使用料であります。

次の斎場使用料（大平）及び霊柩自動車使用料（大平）につきましては、大平総合支所で受け付けをする斎場と霊柩自動車の使用料であります。なお、この後同様に記載されております斎場使用料及び霊柩自動車使用料につきましては、それぞれの総合支所で受け付けをする斎場と霊柩自動車の使用料でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、墓地永代使用料（藤岡）になります。市営墓地2区画分の永代使用料であります。

次に、2つ飛びまして、藤岡保健福祉センター使用料につきましては、調理実習室等の使用料であります。

次に、2つ飛びまして、聖地公園永代使用料（都賀）につきましては、145基分の永代使用料であります。

次の都賀保健センター敷地等使用料につきましては、東京電力の電柱5本分とNTTの電柱3本分の敷地使用料であります。

次の墓地永代使用料（西方）につきましては、栃木市菅ノ沢墓地の永代使用料であります。

以上で13款1項3目衛生使用料までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 続きまして、78、79ページをお開きください。

9目5節社会教育使用料であります。説明欄1行目、集会所使用料につきましては、施設の使用料であります。

次の集会所敷地使用料については、電柱等設置に係る敷地使用料であります。

次に、82、83ページをお開きください。下の枠に記載の2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料であります。説明欄に記載のとおり、本庁及び各総合支所における証明書等の交付手数料であります。

次に、84、85ページをお開きください。2目1節社会福祉手数料であります。下から4行目に記載の社会福祉法人関係証明手数料につきましては、社会福祉法人がその事業の用に供するために

不動産を取得した際にかかる登録免許税の非課税の適用を受ける際の証明手数料であります。

次に、3目1節保健衛生手数料であります。土砂等の埋め立て等事業許可申請手数料につきましては、7件分の申請手数料であります。

次の犬の登録手数料（栃木）につきましては、400頭分の新規登録の手数料であります。なお、次のページに記載してあります各地域の犬の登録手数料につきましても同様の内容であります。

次の狂犬病予防注射済票交付手数料（栃木）につきましては、3,500頭分の交付手数料であります。これにつきましても、次のページに記載してあります各地域の狂犬病予防注射済票交付手数料につきましても同様の内容であります。

次に、86、87ページをお開きください。中ほどの2節清掃手数料であります。聖地公園墓所管理手数料（栃木）につきましては、2,261区画分の管理手数料であります。

次の犬猫死体処理手数料（栃木）につきましては、飼い犬、飼い猫などの死体70体分の処理手数料であります。なお、これより後段に記載してあります各地域の犬猫死体処理手数料につきましても同様の内容であります。

次の一般廃棄物処理業許可申請手数料につきましては、47件分の申請手数料であります。

次の粗大ごみ収集手数料（栃木）につきましては、一般家庭から排出される粗大ごみの収集手数料であります。なお、これより後段に記載してあります各地域の粗大ごみ収集手数料につきましても同様の内容であります。

次の廃棄物処理手数料につきましては、とちぎクリーンプラザに直接搬入される廃棄物の処理手数料であります。

次に、4行飛びまして、墓地管理手数料につきましては、藤岡地域の市営墓地325区画分の管理手数料であります。

次の聖地公園墓所管理手数料（都賀）につきましては、463区画分の管理手数料であります。

次に、88、89ページをお開きください。下の段に記載の14款1項1目1節社会福祉費負担金であります。国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険の財政基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金であります。

次の特別障がい者手当等給付費負担金につきましては、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過措置福祉手当等の給付費に対する国庫負担金であります。

次に、90、91ページをお開きください。障がい者自立支援費負担金につきましては、障害者総合支援法に基づき市が行う各種自立支援給付に対する国庫負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。母子生活支援施設措置費負担金につきましては、DV被害者等を保護するため、母子生活支援施設に入所措置した際の委託費用に対する国庫負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の支援費に対する国庫負担金であります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、児童扶養手当の給付に対する国庫負担金であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間保育所、認定こども園ほかに入所する児童の保育に要する費用に対する国庫負担金であります。

次に、3節生活保護費負担金がありますが、生活扶助費等負担金につきましては、生活保護費及び中国残留邦人生活支援給付費のうち生活扶助費等の支給に係る国庫負担金であります。

次の医療扶助費等負担金につきましては、生活保護費及び中国残留邦人生活支援給付費のうち医療扶助費の支給に係る国庫負担金であります。

次に、92、93ページをお開きください。介護扶助費等負担金につきましては、生活保護費及び中国残留邦人生活支援給付費のうち介護扶助費の支給に係る国庫負担金であります。

次に、2目1節保健衛生費負担金がありますが、未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その国庫負担分であります。

次に、下の段に記載の2項2目1節社会福祉費補助金がありますが、地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者、障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、市が行っているさまざまな地域生活支援事業に対する国庫補助金であります。

次に、94、95ページをお開きください。臨時福祉給付事業補助金につきましては、消費税の増税に伴い、低所得者の負担軽減を図るため、国の経済政策として低所得者に対して実施する臨時福祉給付事業費に対する国庫補助金であります。

次に、2節児童福祉費補助金がありますが、子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金につきましては、消費税の引き上げの影響を踏まえ、子育て世代に対して支給される子育て世帯臨時特別給付金に対する国庫補助金であります。

次の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子、父子家庭の自立支援に向けた母子、父子家庭高等職業訓練促進給付金等に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（こども課）につきましては、生後4カ月までの乳児家庭全戸訪問事業や養育支援家庭訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援センター事業及び子育て短期支援事業に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、民間保育所、認定こども園ほかにて実施する一時預かり事業に対する国庫補助金であります。

次に、3節生活保護費補助金がありますが、生活保護運営対策事業及び生活保護適正実施推進事業、被保護者就労支援事業並びに生活困窮者自立支援事業に対する国庫補助金であります。

次に、96、97ページをお開きください。3目1節保健衛生費補助金がありますが、がん検診推進事業補助金につきましては、平成25年度がん検診推進事業の対象となった方のうち、過去5年度に

未受診だった方を対象とした子宮頸がん検診と乳がん検診及び5歳刻みの節目の方を対象とした大腸がん検診への国庫補助であります。

次に、98、99ページをお開きください。5目1節教育総務費補助金であります。幼稚園就園奨励費補助金につきましては、幼稚園に乳児が就園している世帯の保育料の保護者負担を軽減するための国庫補助金であります。

次に、100、101ページをお開きください。3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金であります。中長期在留者住居地届出等事務費委託金につきましては、中長期にわたり日本に在留する外国人の住居地届け出等事務に対する国からの委託金であります。

次に、2目1節社会福祉費委託金であります。国民年金事務委託金につきましては、国民年金事務に対する事務委託金であります。

次の福祉年金事務委託金につきましては、福祉年金事務に対する事務委託金であります。

次の国民年金協力連携事務委託金につきましては、国民年金事務の協力や連携に対する事務委託金であります。

次に、2節児童福祉費委託金であります。特別児童扶養手当事務委託金につきましては、特別児童扶養手当の申請、届出等の事務委託金であります。

次に、15款1項1目1節社会福祉費負担金であります。国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険税の低所得世帯軽減分に対する4分の3及び財産基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の1の県負担金であります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対しての4分の3の県負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障害者総合支援法に基づき市が行う各種自立支援給付に対する県負担金であります。

次に、102、103ページをお開きください。2節児童福祉費負担金であります。母子生活支援施設措置費負担金につきましては、DV被害者等を保護するため、母子生活支援施設に入所措置した際の委託費用に対する県負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の支給費に対する県負担金であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間保育所、認定こども園ほかに入所する児童に要する費用に対する県負担金であります。

次に、3節生活保護費負担金であります。居住地のない者あるいは明らかでない者に対して要する保護費の県の負担金であります。

次に、2目1節保健衛生費負担金であります。未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その費用に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その県負担金であります。

次に、2項1目1節総務管理費負担金ではありますが、104、105ページをお開きください。中ほどの下から2行目、消費者行政活性化事業費補助金につきましては、栃木市消費生活センター事業である消費者相談及び消費生活啓発事業の充実強化を図るための県の消費者行政活性化基金からの補助金であります。

次に、2目1節社会福祉費補助金ではありますが、重度心身障がい者医療費補助金につきましては、重度心身障がい者医療費助成事業に対しての2分の1の県補助金であります。

次の隣保館運営等事業費補助金につきましては、大平隣保館及び厚生センターの運営費等に対する国と県からの地域改善事業費補助金であります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者、障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、市が行っているさまざまな地域生活支援事業に対する県補助金であります。

次の育成医療費補助金につきましては、育成医療費の自己負担分の単独補助に対する県補助金であります。

次の難聴児補聴器購入費等補助金につきましては、軽度、中等度難聴児の補聴器購入費に対する県補助金であります。

次に、106、107ページをお開きください。在宅福祉事業費補助金につきましては、高齢者地域福祉推進事業補助金として、単位老人クラブや連合会の活動等に対して県からの補助金で、その補助割合は基本額の3分の2であります。

次の低所得者利用者負担対策事業費補助金につきましては、社会福祉法人による低所得者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減に対する補助金でありまして、補助率は4分の3であります。

次に、2節児童福祉費補助金ではありますが、こども医療対策費補助金につきましては、こども医療費助成事業に対するものであり、補助基本額の2分の1については未就学児の現物給付に対して、補助基本額の4分の1については市単独での現物給付に対しての県補助金であります。

次の妊産婦医療対策費補助金につきましては、妊産婦医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次のひとり親家庭医療費補助金につきましては、ひとり親家庭医療費助成事業に対する2分の1の県の補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（こども課）につきましては、生後4カ月までの乳児家庭全戸訪問事業や養育支援家庭訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援センター事業及び子育て短期支援事業に対する県補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、民間保育所、認定こども園ほかにて実施する一時預かり事業に対する県補助金であります。

次の子育て総合支援事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業の運営に対する県補

助金であります。

1つ飛びまして、特別保育事業等推進費補助金につきましては、民間保育園ほか実施する休日保育及び病後児保育など各種特別保育事業に対する県補助金であります。

次に、108、109ページをお開きください。第3子以降保育料免除事業費補助金につきましては、第3子以降の3歳未満児の保育料免除に対する県補助金であります。

次に、3目1節保健衛生費補助金であります。小児慢性特別疾病児童日常生活用具給付事業費補助金につきましては、小児慢性特別疾病児の日常生活用具給付に対する県補助金であります。

次の健康増進事業費補助金につきましては、健康増進法に基づく健康増進事業の経費に対する県補助金であります。

次の自殺対策緊急強化事業補助金につきましては、自殺予防対策の経費に対する県補助金であります。

次の予防接種事故処理費補助金につきましては、昭和47年3月27日に実施した種痘接種の副反応により健康被害を受けた方への障がい年金等に対する県補助金であります。

次の病院群輪番制病院運営費補助金につきましては、休日及び夜間に入院を要する重症の急病患者的の診療に当たる病院への支援事業に対する県補助金であります。

次の小児二次救急医療費支援事業補助金につきましては、栃木、鹿沼医療圏における小児二次救急医療機関である獨協医科大学病院への支援事業に対する県補助金であります。

次の未熟児養育医療費補助金につきましては、未熟児養育医療において、世帯の所得税額に応じて生じる医療費の自己負担額に対する県補助金であります。

以上で15款2項までの説明は終わります。

○委員長（平池紘士君） 落合新エネルギー対策室長。

○新エネルギー対策室長（落合博昭君） 続きまして、112、113ページをお開きください。

15款3項1目総務費委託金であります。恐れ入りますが、114ページ、115ページをお開きください。2節戸籍住民基本台帳費委託金であります。人口動態統計事務費委託金につきましては、人口動態統計事務に対する県からの委託金であります。

次に、2目1節社会福祉費委託金であります。説明欄、人権啓発推進事業委託金につきましては、児童が協力しながら花を育てることで、優しさや思いやりの気持ちを感じながら、人権を大切にする心を成長させることを目的とした人権の花運動に対する県からの事業委託金であります。

次に、16款1項1目1節土地建物貸付収入であります。説明欄、上から6行目、広告モニター設置収入につきましては、本庁舎2階に設置した民間企業の広告等を放映するモニターの財産貸付収入であります。

次の大平隣保館自動販売機設置収入と次の117ページになりますが、説明欄、上から18行目、中ほどの大平健康福祉センター自動販売機設置収入、下から4行目の渡良瀬の里自動販売機設置収入、

及び次の119ページになりますが、説明欄、上から8行目の都賀保健センター自動販売機設置収入、11飛んで、下から2行目の岩舟健康福祉センター自動販売機設置収入、次の小野寺ふれあい館自動販売機設置収入につきましては、それぞれの施設に設置しました自動販売機の設置場所貸付料及び電気使用料であります。

次に、2目1節利子及び配当金であります。120、121ページをお開きください。説明欄、上から7行目の印紙等購買基金利子につきましては、印紙等購買基金の預金利子であります。

次の聖地公園管理基金利子につきましては、聖地公園管理基金積立金の利子であります。

次の再生可能エネルギー普及促進基金利子につきましては、市有施設屋根貸出事業に伴う使用料を再生可能エネルギー普及促進基金に積み立てますが、その基金から生じる預金利子であります。

次の地域福祉基金利子、罹災救助基金利子、保護費即時払い基金利子につきましては、それぞれの基金の利子であります。

次の地域医療対策基金利子につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てるために積み立てております基金の預金利子であります。

次に、122、123ページをお開きください。下段の表になりますが、17款1項3目1節社会福祉費寄附金であります。社会福祉振興寄附金につきましては、ふるさと納税や市民、団体等からの寄附金で、地域福祉基金に積み立てを行うものであります。

次に、124、125ページをお開きください。下段の表になりますが、18款2項6目1節地域福祉基金繰入金につきましては、基金条例に基づき、事業実施に対する一般会計の繰入金であります。

次に、126、127ページをお開きください。上から3つ目、12目1節地域医療対策基金繰入金につきましては、地域医療の充実及び強化を図るための事業費用として同基金から一般会計に繰り入れを行うものであります。

次に、128、129ページをお開きください。3段目の表になりますが、20款3項1目1節社会福祉費貸付金元利収入であります。説明欄の老人保健施設整備貸付金元金収入につきましては、地域総合整備資金として貸し付けました社会福祉法人からの介護老人保健施設整備貸付金に対する元金収入であります。

次の2目1節保健衛生費貸付金元利収入になりますが、とちぎメディカルセンター運転資金貸付金元金収入につきましては、とちぎメディカルセンター下都賀総合病院に対する単年度の貸付制度に伴い、年度末に貸付金を全額返済いただくものであります。

以上で20款3項2目保健衛生費貸付金元利収入までの所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（平池紘土君） 横尾生活福祉課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 130ページ、131ページをお開きください。

20款5項4目1節印紙等売りさばき手数料であります。説明欄1行目、印紙等売りさばき手数料（栃木）から同手数料の（大平）（藤岡）（都賀）につきましては、本庁、大平、藤岡、都賀、各総

合支所窓口での旅券発給に伴い取り扱う収入印紙と収入証紙の売りさばき手数料であります。

続きまして、2節の雑入に移ります。132、133ページをお開きください。説明欄10行目、仮ナンバー弁償金等（市民生活課）につきましても、自動車の臨時運行許可の際にお貸しする仮ナンバーを紛失した場合にお支払いいただく弁償金等であります。

次の蔵タク運行事業者運賃外収入等（交通防犯課）につきましても、蔵タク運行補助金は運行経費から運行収入等を差し引いた不足額を運行事業者に交付することとなっておりますが、蔵タク運行に伴う国庫補助金が年度末に直接運行事業者に交付されるため、運行事業者から市に国庫補助金と同じ額を納入していただく収入及び放置自転車の保管手数料であります。

次の栃木県後期高齢者医療広域連合職員給与負担金等（保険医療課）につきましても、栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員2名分の給与の負担金及び高齢者はり、きゅう、あんまマッサージ指圧施術料助成に対する交付金であります。

次の資源回収物売払収入等（環境課）、同じ事業が、137ページの中段より若干下になりますが、生活環境課（大平）、6行下の同収入、生活環境課（藤岡）、一番下の同収入、生活環境課（都賀）、139ページ、7行目に同じ収入の生活環境課（西方）、下から2行目、同じ収入の生活環境課（岩舟）につきましても、主に一般家庭から分別排出される資源物のうち、新聞、雑誌等の売払収入を見込んだものであります。

恐れ入りますが、133ページにお戻り願いたいと思います。中段の資源有価物売却代（環境課）につきましても、ごみ収集に伴い回収された資源物として売却されるアルミ、鉄、新聞、雑誌等の売払収入であります。

次の再生品提供事業売上金（環境課）につきましても、粗大ごみとして搬入されました自転車、家具等を修理、修繕し、再生品として売却する際の売上金であります。

次の余剰電力売却代（環境課）につきましても、とちぎクリーンプラザにて発電する電力のうち余剰電力売却による収入であります。

次のペットボトル有償入札拠出金（環境課）につきましても、ペットボトルの引き渡し量に応じて納付される公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金であります。

次の福島原発事故に係る損害賠償金（環境課）につきましても、福島第一原子力発電所の事故に伴い支出した焼却灰等の放射能濃度測定の委託費用に対する東京電力からの賠償金であります。

次の男女共生大学聴講料等（人権・男女共同参画課）につきましても、栃木市男女共生大学聴講料であります。

次のりんぱかんまつり売上代等（人権・男女共同参画課）につきましても、隣保館まつりの際のきな粉餅等の売上代及び大平榎本集会所ふれあい交流会の参加者負担金であります。

次の社会福祉実習受入謝金等（社会福祉課）につきましても、大学生等の職場実習を受け入れた際の謝金であります。

次の生活保護費返還金等（生活福祉課）につきましては、生活保護法による現年度分の返還金であります。

次の生活保護費返還金滞納繰越分（生活福祉課）につきましては、生活保護費返還金滞納繰越分であります。

次の電話使用料等（こども課）につきましては、とちぎコミュニティプラザの電話使用料等であります。

次の保育所職員給食費（保育課）（栃木）から次ページ、1行目の（岩舟）まで及び139ページ、4行目、認定こども園給食費等（保育課）につきましては、公立保育園職員の給食費自己負担分が主なものであります。

恐れ入りますが、135ページにお戻り願いたいと思います。2行目、老人福祉センター電話使用料等（高齢福祉課）につきましては、栃木地域にあります老人福祉センター3園の利用者による電話使用料及びコピー使用料であります。

次の病院群輪番制病院運営費負担金等（健康増進課）につきましては、救急医療対策事業を実施するに当たり、関係市町からの事業実施主体である栃木市への負担金であります。

次の一般財団法人とちぎメディカルセンター職員給与負担金等（地域医療対策室）につきましては、本市からとちぎメディカルセンターに派遣しております職員2名分の退職手当負担金であります。

136、137ページをお開きください。中段より若干下になります、電話使用料等（健康福祉課）（大平）につきましては、大平子どもセンター内に設置してあります公衆電話使用料であります。

6行下の看護実習受入謝金等（健康福祉課）（藤岡）につきましては、看護学生等の職場実習を受け入れた際の謝金であります。

138、139ページをお開きください。1行目の電話使用料（健康福祉課）（都賀）につきましては、老人憩いの家の電話使用料等であります。

6行飛びまして、健康教育事業自己負担金等（健康福祉課）（西方）につきましては、看護実習生の受け入れに係る負担金であります。

以上で一般会計歳入の所管部分の説明を終わらせていただきます。

引き続き、第3表、債務負担行為の所管部分の説明をいたしますので、恐れ入りますが、9ページをお開きください。9ページの第3表、債務負担行為についてご説明いたします。上から6行目の平成27年度健康診査委託につきましては、平成28年度当初から健康診査事業を開始するには、平成27年度中に事業者と契約を結び、準備を進めていく必要があるため、債務負担行為限度額を定めるものであります。

次の平成27年度定期接種ワクチン購入につきましては、平成28年度当初から定期接種を開始するには、平成27年度中に定期接種用ワクチン購入に係る入札を実施する必要があるため、債務負担行

為限度額を定めるものであります。

次の平成27年度空き家改良資金利子補給につきましては、平成27年度の新規事業であります、補給を決定した場合、金融機関よりの融資利子分を60回払いまで補給するため、債務負担行為とするものであります。

以上で、第3表、債務負担行為の所管部分の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○委員長（平池紘土君） ありがとうございます。

以上で一般会計予算の所管関係部分の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 3時25分）

○委員長（平池紘土君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時35分）

◎議案第2号の上程、説明

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第2、平成27年度栃木市国民健康保険特別会計予算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第2号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げますので、予算書の13ページをお開きください。

平成27年度栃木市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ197億5,817万円と定める。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるというものであります。

一時借入金は、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるというものであります。

歳出予算の流用は、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号は、保険給付費の各項目に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目の間の流用というものであります。

続きまして、予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、426、427ページをお開きください。なお、歳出歳入とも、項目保存については説明のほうを省略させていただきたいと思っております。

それでは、まず1款1項1目、説明欄の1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をしております職員19人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金退職手当につきましても、職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましても、職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものであります。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましても、職員課所管となりますが、それぞれの予算において雇用する臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、改めての説明は省略させていただきます。

4行目の国民健康保険事務費（栃木）であります。臨時事務補助職員賃金につきましては、臨時職員3人分の賃金として、郵便料につきましては、被保険者証等発送のための郵便料として、特定健康診査支払業務手数料につきましては、国保連合会への業務手数料として、電算処理委託料につきましては、レセプト照合や被保険者証作成等の委託料として、OA機器借上料につきましては、パソコン6台分の借上料として、法定負担金につきましては、国保連合会への特定健診等共同事業に係る負担金が主なものであります。

次の診療報酬明細書点検事務費につきましては、レセプト点検のための臨時職員4人分の賃金が主なものであります。

次の国民健康保険事務費（大平）（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、各総合支所における被保険者証等発送のための郵便料及び西方総合支所の臨時職員1人分の賃金が主なものであります。

次に、2目、説明欄の国保団体連合会負担金につきましては、診療報酬審査等の事務を行っております国保団体連合会に対する負担金であります。

430、431ページをお開きください。1款2項1目、説明欄の2行目、国民健康保険税賦課事務費であります。郵送料につきましては、納税通知書等発送のための郵便料として、電算処理委託料につきましては、納付書作成業務関係の委託料が主なものであります。

次の国民健康保険税収納率向上事業費につきましては、収納員2人分の報酬が主なものであります。

次の国民健康保険税徴収事務費であります。郵便料につきましては、督促状等発送のための郵送料として、電算処理委託料につきましては、保険税業務関係の委託料が主なものであります。

次のマルチペイメント口座振替受付サービス事業費につきましては、国民健康保険税等の口座振

替の新規受け付けを、モバイル決済端末機を利用して、金融機関のキャッシュカードと暗証番号入力により本人確認を行い、即日口座振替の申し込み手続が完了するサービスを行うもので、モバイル決済端末機2台分の通信回線使用料等が主なものであります。

次の賦課徴収事務費（大平）（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、各総合支所における納税通知書等の郵送料が主なものであります。

432、433ページをお開きください。1款3項1目、説明欄の運営協議会運営費につきましては、国民健康保険運営協議会委員18人の報酬が主なものであります。

434、435ページをお開きください。2款1項1目、説明欄の一般被保険者診療報酬支払経費につきましては、一般被保険者4万5,180人、受診件数約75万8,000件分の療養給付費であります。

次に、2目、説明欄の退職被保険者等診療報酬支払経費につきましては、退職被保険者等2,170人、受診件数4万8,000件分の療養給付費であります。

次に、3目、説明欄の一般被保険者療養費支払経費につきましては、一般被保険者に係る柔道整復師による施術、はり、きゅう、マッサージ等の療養費に係る負担金でありまして、支給件数は約1万5,000件を見込んでおります。

次に、4目、説明欄の退職被保険者等療養費支払経費につきましては、退職被保険者等に係る療養費の負担金でありまして、支給件数は約750件を見込んでおります。

次に、5目、説明欄の診療報酬審査経費につきましては、国保団体連合会に支払うレセプト審査手数料として約82万件を見込んでおります。

436、437ページをお開きください。2款2項1目、説明欄の一般被保険者高額療養費支払経費につきましては、一般被保険者を対象として、1カ月に支払った医療費が一定の自己負担額を超えて高額になった場合に超えた額を支給するもので、支給件数は約1万9,500件を見込んでおります。

次に、2目、説明欄の退職被保険者等高額療養費支払経費につきましては、退職被保険者を対象とし、1カ月に支払った医療費が自己負担額を超えて高額になった場合に超えた額を支給するもので、支給件数は約1,000件を見込んでおります。

次に、3目、説明欄の一般被保険者高額介護合算療養費支払経費につきましては、一般被保険者を対象として、医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合、医療保険と介護保険を合算した額が限度額を超えた場合に支給するものであります。

次に、4目、説明欄の退職被保険者等高額介護合算療養費支払経費につきましても、退職被保険者を対象として、先ほどの3目と同じく、医療保険と介護保険を合算した額が限度額を超えた場合に支給するものであります。

438、439ページをお開きください。2款3項1目、説明欄の一般被保険者移送費につきましては、療養を受けるため、病院等に移送を必要としたときに支給するものであります。

次に、2目、説明欄の退職被保険者等移送費につきましても、診療を受けるため、病院等に移送

を必要としたときに支給するものであります。

440、441ページをお開きください。2款4項1目、説明欄の出産育児一時金支払経費につきましては、出産1件につき42万円を支給するもので、支給件数220件を見込んでおります。

次の2目、説明欄の出産育児一時金支払手数料につきましても、同じく220件分を見込んでおります。

442、443ページをお開きください。2款5項1目、説明欄の葬祭費支払経費につきましては、葬祭1件につき5万円を支給するもので、支給件数360件を見込んでおります。

444、445ページをお開きください。3款1項1目、説明欄の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度への支援金でありまして、一般及び退職の被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

次の2目、説明欄の後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、後期高齢者支援金同様、後期高齢者医療制度に係る事務費拠出金であり、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

446、447ページをお開きください。4款1項1目、説明欄の前期高齢者納付金につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者について、保険者間の負担の平準化を図るため、その加入率に応じて財政調整を行うものでありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

次の2目、説明欄の前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前期高齢者納付金に係る事務費でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

448、449ページをお開きください。5款1項2目、説明欄の老人保健事務費拠出金につきましては、老人医療業務に係る事務費でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

450、451ページをお開きください。6款1項1目、説明欄の介護納付金につきましては、国保の介護保険第2号被保険者であります40歳以上65歳未満の1万6,043人分の介護納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出するものであります。

452、453ページをお開きください。7款1項1目、説明欄の高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、一般被保険者において1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業として国保団体連合会に拠出するものであります。

次に、2目、説明欄の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、保険者の財政運営の安定化と負担の平準化を図ることを目的として、一般被保険者において平成27年度から1件1円以上の全ての医療費を対象とした共同事業として国保団体連合会に拠出するものであります。

次に、3目、説明欄の高額医療費共同事業事務費拠出金につきましては、高額医療費共同事業事務に要する費用でありまして、国保団体連合会へ拠出するものであります。

次に、4目、説明欄のその他共同事業事務費拠出金につきましては、第三者行為損害賠償求償事務費について国保団体連合会へ拠出するものであります。

454、455ページをお開きください。8款1項1目、説明欄の2行目、特定健康診査事業費（栃木）につきましては、医療機関に支払います特定健康診査委託料であります。

次に、3行目以降の事業につきましては、本庁及び各総合支所において、特定健康診査の事務費及び特定健康診査の結果、生活習慣病予備軍と認められた場合に生活習慣改善の指導と支援を行うための管理栄養士の報酬、講師謝礼等が主なものであります。

456、457ページをお開きください。8款2項1目、説明欄の1行目、健康啓発事業費につきましては、啓発用パンフレット購入費であります。

次に、1つ飛びまして、医療費通知事業費（栃木）につきましては、医療費通知等の郵便料と医療費通知作成等の電算処理委託料が主なものであります。

次の後発医薬品利用差額通知事業費につきましては、ジェネリック医薬品利用促進のためのジェネリック医薬品を使用した場合との金額の差を対象者に通知するものであります。

次の国保歯周疾患検診事業費につきましては、国保歯周疾患検診委託料として、対象者390人分の委託料であります。

次の医療費通知事業費（大平）以降の事業費につきましては、医療費通知等の郵便料が主なものであります。

458、459ページをお開きください。9款1項1目、説明欄の保険財政調整基金積立金につきましては、財政調整基金より生じる利子を積立金に積み立てるものであります。

460、461ページをお開きください。10款1項1目、説明欄の一時借入金利子につきましては、保険給付に充てるため、金融機関から一時的に借り入れを行った場合に生じる利子の支払いであります。

462、463ページをお開きください。11款1項1目、説明欄の一般被保険者過誤納還付金につきましては、本庁及び各総合支所分の一般被保険者に係る保険税過誤納還付金であります。

次に、2目、説明欄の退職被保険者等過誤納還付金につきましては、本庁及び各総合支所分の退職被保険者等に係る保険税過誤納還付金であります。

次に、3目、説明欄の療養給付費等負担金等返還金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費等負担金の返還金及び退職被保険者に係る療養給付費交付金の返還金であります。

次に、4目、説明欄の一般被保険者過誤納還付加算金につきましては、本庁及び各総合支所分の一般被保険者に係る保険税過誤納に対する還付加算金であります。

次に、5目、説明欄の退職被保険者等過誤納還付加算金につきましては、本庁及び各総合支所分の退職被保険者等に係る保険税過誤納に対する還付加算金であります。

466、467ページをお開きください。12款1項1目は予備費でございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、予算書の412、413ページをお開きください。1款1項1目1節、説明欄の医療給付費分現年課税分につきましては、一般の被保険者4万6,188人、2

万5,261世帯を課税の対象とし、収納率は89.1%を見込んでおります。

次に、2節、説明欄の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、後期高齢者医療制度に係る支援金分でありまして、被保険者数、世帯数は医療分と同じであり、収納率も同じく89.1%を見込んでおります。

次に、3節、説明欄の介護納付金分現年課税分につきましては、40歳以上65歳未満の一般被保険者1万6,204人、1万2,698世帯を対象とし、収納率は87.5%を見込んでおります。

次に、4節医療給付費分滞納繰越分、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分、6節介護納付金分滞納繰越分につきましては、これまでの実績を勘案し、計上したものであります。

次に、2目1節、説明欄の医療給付費分現年課税分につきましては、退職被保険者3,236人、1,485世帯を対象とし、収納率は96.8%を見込んでおります。

次に、2節、説明欄の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、後期高齢者医療制度に係る支援金でありまして、被保険者数、世帯数は医療分と同じであります。収納率は、同じく96.8%を見込んでおります。

次に、3節、説明欄の介護納付金分現年課税分につきましては、退職被保険者3,041人、1,975世帯を対象とし、収納率は同じく96.8%を見込んでおります。

次に、4節医療給付費分滞納繰越分、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分、6節介護納付金分滞納繰越分につきましては、これまでの実績を勘案し、計上いたしたものであります。

414、415ページをお開きください。中段になりますが、3款1項2目1節につきましては、保険税の督促手数料であります。

次に、4款1項1目1節、説明欄1行目の療養給付費等、1つ飛びまして、3行目の介護給付費納付金、4行目の後期高齢者支援金につきましては、一般被保険者に係る負担基本額の100分の32に相当する額を国が負担するものであります。

次に、2目1節、説明欄の高額医療費共同事業負担金につきましては、一般被保険者に係る高額医療費共同事業に対しまして、国がその費用の4分の1を負担するものであります。

次に、3目1節、説明欄の特定健康診査等負担金につきましては、医療保険者に義務づけられた特定健診、特定保健指導に係る国庫負担金であります。

416、417ページをお開きください。4款2項1目1節、説明欄の普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するために国から交付されるものであります。

次に、2節、説明欄の特別調整交付金につきましては、医療費の適正化や収納率向上等の経営努力の顕著な保険者に対し、国から交付されるものであります。

次に、2目1節、説明欄の国保ヘルスアップ事業補助金につきましては、国保ヘルスアップ事業に対し、データヘルス計画を作成するに当たり、国から交付される補助金であります。

次に、5款1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、退職被保険者等の医療費支払いの

ため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

次に、6款1項1目、説明欄の現年度分につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者について、保険者間の負担の平準化を図るために財政調整を行うものでありまして、本市は前期高齢者の加入率が全国平均を上回っているため、交付金が交付されるものであります。

次に、7款1項1目1節、説明欄の高額医療費共同事業負担金につきましては、負担基本額について、県がその費用の4分の1を負担するものであります。

次に、2目1節、説明欄の特定健康診査等負担金につきましては、平成20年度から医療保険者に義務づけられた特定健診、特定保健指導に係る県負担金であります。

418、419ページをお開きください。7款2項1目1節、説明欄の安定化調整交付金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費等老人保健医療費拠出金、介護納付費納付金、後期高齢者支援金に対して県から交付されるものであります。

次に、2節、説明欄の支援調整交付金につきましては、医療費適正化の取り組みや収納率向上の実績に応じて県から交付されるものであります。

次に、8款1項1目1節、説明欄の高額医療費共同事業交付金につきましては、一般被保険者において1件80万円を超える高額な医療費が発生した場合に国保団体連合会から交付されるものであります。

次に、2目1節、説明欄の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、一般被保険者において、平成27年度から1件1円以上の全ての医療費に対しまして、共同事業として国保団体連合会から交付されるものであります。

次に、9款1項1目1節、説明欄の保険財政調整基金利子につきましては、基金から生じる利子であります。

420、421ページをお開きください。10款1項1目1節、説明欄の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する保険税の軽減分に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、2節、説明欄の出産育児一時金等繰入金につきましては、国保財政安定化のため、出産育児一時金、人件費、事務費及び赤字繰り入れ分として一般会計から繰り入れるものであります。

次に、12款1項1目1節、説明欄の1行目、一般被保険者延滞金につきましては、一般被保険者の保険税滞納による延滞金を見込み計上したものであります。

次に、2目1節、説明欄の退職被保険者等延滞金につきましては、退職被保険者の保険税滞納による延滞金を計上したものであります。

422、423ページをお開きください。12款3項2目1節、説明欄の一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等による第三者からの納付金であります。

次に、3目1節、説明欄の退職被保険者等第三者納付金につきましても、交通事故等による第三者からの納付金であります。

次に、4目1節、説明欄の1行目、一般被保険者返納金につきましては、国保資格喪失後の受診等による医療費の返納金であります。

次に、5目1節、説明欄の1行目、退職被保険者等返納金につきましては、国保資格喪失後の受診等による医療費の返納金であります。

次に、6目1節、説明欄の1行目、雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入する臨時職員及び非常勤職員延べ11人分の保険料であります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございました。

以上で当局の説明は終わりました。

◎議案第3号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第3、平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） ただいまご上程いただきました議案第3号 平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げますので、予算書の19ページをお開きください。

平成27年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億9,360万円と定める。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるというものであります。

続きまして、予算の内容につきまして、歳出からご説明させていただきますので、488、489ページをお開きください。なお、歳出歳入で項目保存につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは、1款1項1目、説明欄1行目の職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をしております職員9人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の区市町村総合事務組合負担金退職手当につきましては、職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の後期高齢者医療事務費（栃木）につきましては、保険証発送等の郵便料が主なものであります。以下、後期高齢者医療事務費につきましては、各総合支所分の事務費であります。

490、491ページをお開きください。1款2項1目、説明欄1行目の後期高齢者医療保険料賦課事務費につきましては、保険料納入通知書等の郵便料と賦課事務に係る電算処理委託料が主なもので

あります。

次の後期高齢者医療保険料徴収事務費につきましては、収納関係の事務に係る電算処理委託料が主なものであります。以下、後期高齢者医療保険料賦課徴収事務費につきましては、各総合支所分の賦課徴収事務に係る通知書等の郵便料が主なものであります。

492、493ページをお開きください。2款1項1目、説明欄1行目の後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、後期高齢者の保険料でありまして、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、低所得者への軽減措置分について県と市が負担するもので、負担割合は、県が4分の3、市が4分の1であります。

494、495ページをお開きください。3款1項1目、説明欄1行目の健康診査事業費（栃木）につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託により実施する事業でありまして、受診者5,400人を見込んでおり、健康診査受診券の郵便料、健康診査委託料、けんしんパスポート作成委託料、健診事業に対する市の法定負担金が主なものであります。

2事業飛びまして、健康診査事業費（大平）以降の事業につきましては、各総合支所分の健康診査受診券の郵便料が主なものであります。

496、497ページをお開きください。4款1項1目、説明欄の後期高齢者医療保険料還付金につきましては、本庁及び各総合支所分の過年度分の保険料過誤納に対する還付金であります。

次に、2目、説明欄の後期高齢者医療保険料還付加算金につきましては、本庁及び各総合支所分の過年度の保険料過誤納に対する還付加算金であります。

500、501ページをお開きください。5款1項1目は予備費でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明させていただきますので、482、483ページをお開きください。1款1項1目1節、説明欄の特別徴収保険料につきましては、1万5,330人を課税の対象としたものであります。

次に、2目1節、説明欄の普通徴収保険料現年度分につきましては、6,570人を課税の対象としたものであり、収納率は98%を見込んでおります。

次に、2節、説明欄の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、滞納繰越分を見込んだものであります。

次に、2款1項2目1節、説明欄の督促手数料につきましては、保険料の督促手数料であります。

次に、4款1項1目1節、説明欄の事務費繰入金につきましては、人件費及び事務費に対します一般会計からの繰入金であります。

484、485ページをお開きください。2目1節、説明欄の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者軽減措置に係る広域連合への県及び市の負担金について一般会計から繰り入れるものであり

ます。

次に、5款1項1目1節、説明欄の前年度繰越金につきましては、前年度決算剰余金の繰り越し分であります。

次に、6款1項1目1節、説明欄の延滞金につきましては、保険料滞納に対する延滞金であります。

次に、6款2項1目1節、説明欄の保険料還付金につきましては、過年度の保険料還付金について支払った分を広域連合から受け入れるものであります。

次に、2目1節、説明欄の保険料還付加算金につきましても、過年度の還付加算金について支払った分を栃木県後期高齢者医療広域連合から受け入れるものであります。

486、487ページをお開きください。6款4項4目1節、説明欄1行目の後期高齢者健診事業負担金につきましては、委託事業で実施する健診事業に係る栃木県後期高齢者医療広域連合からの負担金でありまして、受診者5,400人分を見込んでおります。

次の歯周疾患検診事業負担金につきましては、委託事業で実施する歯周疾患検診事業に係る栃木県後期高齢者医療広域連合からの負担金でありまして、受診者300人分を見込んでおります。

次に、2節雑入であります。2行目の後期高齢者医療特別対策補助金につきましては、医療制度の広報及び長寿健康増進事業に対する栃木県後期高齢者広域連合からの補助金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

皆さんにお諮りいたします。ここで休憩を入れるかどうか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） では、4時25分、再開いたします。

説明の終了いたしました執行部の方は、ご退席願います。大変ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 4時13分）

○委員長（平池紘士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時25分）

◎議案第4号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第4、平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第4号 平成27年度 栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算についてご説明いたします。

予算書の23ページをお開きください。議案第4号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。平成27年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135億1,810万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金につきましては、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億5,000万円と定める。

歳出予算の流用につきましては、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用というものでございます。

それでは、初めに歳出についてご説明いたします。説明に当たりましては、項目保存につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、予算書526、527ページをお開きください。1款1項1目一般管理費であります。説明欄1行目の職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をしております職員23人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の区市町村総合事務組合負担金退職手当につきましても、職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合の負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましても、職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険等の共済費が主なものであります。以下、各科目に計上されております職員人件費、区市町村総合事務組合負担金退職手当、臨時職員共済費につきましても、職員課の所管となりますが、同様の内容となりますので、改めての説明は省略させていただきます。

次の介護保険総務費（栃木）につきましては、被保険者証や支払い通知書等の郵便料、介護保険システム保守等委託料、OA機器借上料などが主なものであります。

次の介護保険システム改修事業費につきましては、平成27年8月から施行されます、一定以上所得者の利用者負担の見直しや補足給付費の見直しなど介護保険制度改正に伴うシステム改修費であります。

次の介護保険総務費（大平）、次の同（藤岡）につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものです。以下、（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、介護保険事務に係る消耗品費等の事務費

であります。

530、531ページをお開きください。2項1目賦課徴収費であります。所管課は市民税課及び収税課でありまして、説明欄のとおり、保険料の賦課徴収に係る事務費で、特別徴収開始通知書等の郵便料及び通知書の作成や徴収消込に係る電算委託料が主なものであります。各総合支所の介護保険料賦課徴収事務費につきましては、納入通知書等の郵便料が主なものであります。

532、533ページをお開きください。3項1目介護認定審査会費であります。説明欄の介護認定審査会事務費につきましては、介護認定審査会委員報酬として、委員70名に対する報酬及び認定結果等の郵便料、主治医意見書作成手数料が主なものであります。

次に、2目認定調査等費であります。説明欄2行目の介護認定調査等事務費につきましては、介護認定調査員16人分の報酬が主なものであります。

534、535ページをお開きください。2款保険給付費であります。1項の介護サービス等諸費につきましては、要介護と認定された方への保険給付費で、予算額の算出に当たりましては、給付費の実績や認定者数の伸び、介護施設等の増加による給付費増等を勘案して算出しております。

それでは、順次説明させていただきます。なお、主要事務事業及び項目保存の目については説明を省略させていただきます。初めに、2目特例居宅介護サービス給付費につきましては、通院等乗降介助として介護タクシーの利用に係る給付費で、140件分を見込んでおります。

次に、3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、認知症高齢者グループホームや小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスにかかわる給付費で、6,800件分を見込んでおります。

3つ飛びまして、7目の居宅介護福祉用具購入費につきましては、入浴補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具を購入した際に支給される給付費で、670件分を見込んでおります。

次に、8目居宅介護住宅改修費につきましては、手すりの取り付けや段差解消などの小規模の住宅改修を行った際に支給される給付費で、480件分を見込んでおります。

536、537ページをお開きください。9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、指定居宅介護支援事業者から居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成等のサービスを受けた際に支給される給付費で、5万1,000件分を見込んでおります。

538、539ページをお開きください。2項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1及び2に認定された方への介護予防サービスにかかわる保険給付費であります。

内容については、要介護と同様ですので、給付件数のみご説明いたします。1目介護予防サービス給付費につきましては、1万2,500件を見込んでおります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、220件であります。

5目介護予防福祉用具購入費につきましては、80件であります。

6目介護予防住宅改修費につきましては、110件であります。

7目介護予防サービス計画給付費につきましては、9,260件であります。

542、543ページをお開きください。3項1目審査支払手数料につきましては、栃木県国保連合会に対する介護報酬の審査支払いに係る事務処理手数料で、1件当たり70円であります。

544、545ページをお開きください。4項1目高額介護サービス費につきましては、要介護認定者の介護サービス利用者負担額が一定額を超えた場合、超えた分を償還払いにより給付するもので、1万9,200件を見込んでおります。

次に、2目高額介護予防サービス費につきましては、要支援者1、2の方に対しての同様の給付費であります。

546、547ページをお開きください。5項1目高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険と介護保険における自己負担の合計額が著しく高額となる場合に負担を軽減するために給付するもので、900件分を見込んでおります。

次に、2目高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援と認定された方への同様の給付費であります。

548、549ページをお開きください。6項1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者で低所得の方が施設サービスや短期入所サービスを利用した際の食費、居住費等について負担軽減を図るため、利用者負担段階に応じて補足給付するもので、1万3,400件分を見込んでおります。

1つ飛びまして、3目特定入所者介護予防サービス費につきましては、要支援と認定された方への同様の給付費であります。

552、553ページをお開きください。4款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金から生じる運用利子を積み立てるものであります。

554、555ページをお開きください。5款1項1目二次予防事業費につきましては、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、地域包括支援センターで行っている予防事業が主なものであります。

説明欄5行目の運動器機能向上事業費（栃木）につきましては、運動器の機能が低下している高齢者を対象に運動教室等を実施する際の健康運動指導士への報償金と送迎のための運転手1名分の賃金が主なものであります。

次の同（大平）につきましては、二次予防教室開催に係る健康運動指導士、看護師への報償金が主なものであります。

次の（都賀）につきましては、複合型介護予防事業修了者に対し、継続支援として実施するもので、健康運動指導士、臨時看護師賃金、タクシー借上料が主なものであります。

次の（西方）につきましては、健康運動指導士等への報償金及び参加者の送迎委託料が主なものであります。

次の栄養改善事業費（栃木）につきましては、通所型栄養改善教室を実施する際の栄養士報酬金が主なものであります。

次の口腔機能向上事業費（栃木）につきましては、食べ物をかんだり、飲み込んだりする機能が低下している高齢者を対象に口腔機能を向上させるための教室等を実施する際の歯科衛生士等への報酬金が主なものであります。

次の閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業費（栃木）につきましては、生活機能が低下し、閉じこもりや認知症等のおそれのある高齢者を対象に閉じこもり予防教室等を実施する際の臨時看護師1名分の賃金と送迎のための運転手1名分の賃金、健康運動指導士への報酬金が主なものであります。

次の（大平）につきましては、予防教室開催に係る作業療法指導員等への報酬金が主なものであります。

次の（藤岡）（都賀）につきましては、予防教室等を開催する際の送迎用タクシー借上料が主なものであります。

次の（岩舟）につきましては、送迎運転手業務委託料が主なものであります。

次の介護予防訪問事業費につきましては、生活機能が低下している虚弱な高齢者を家庭訪問し、健康問題等の指導を行う臨時看護師1名分の賃金が主なものであります。

次の二次予防事業対象者把握事業費（栃木）につきましては、要介護状態となるおそれの高い高齢者を把握するため、65歳以上で要介護認定を受けていない方に対して基本チェックリストを配布、回収する調査を実施するための委託料と郵便料が主なものであります。調査対象者は、市内全域で約2万人となります。以下、同事業の（大平）から（岩舟）につきましても、結果通知郵便料であります。

次の複合型介護予防事業費（栃木）につきましては、運動、栄養、口腔の複合的な内容の介護予防教室を開催するもので、事業委託料が主なものであります。

556、557ページをお開きください。以下、（大平）（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）地域の同事業につきましては、送迎用タクシー借上料や教室開催に伴う在宅保健師への報酬金等が主なものであります。

続きまして、2目一次予防事業費につきましては、一般の高齢者に対し、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業などを行うものであります。

説明欄4行目の在宅老人介護予防宣伝事業費につきましては、高齢者保健福祉サービスの有効利用を図るため、サービス案内用の冊子の印刷製本費であります。

次のはつらつセンター事業費（栃木）につきましては、地域の方々の参加と協力のもと、介護予防及び高齢者の生きがいと社会参加を促進するため実施するもので、運営経費の一部を実施団体に助成する委託料が主なものであります。以下、各総合支所における同様の事業につきましても、同

様の内容となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、介護予防普及啓発事業費（栃木）につきましては、一般の高齢者を対象に実施する運動器の機能向上事業や口腔機能向上事業に係る健康運動指導士、歯科衛生士等への報償金及び指導用パンフレット作成費等が主なものであります。

次の同（大平）につきましては、地域の公民館等で開催する一時予防の運動教室開催委託料が主なものであります。以下、（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましても、教室開催の際の講師等への報償金が主なものであります。

次の地域介護予防活動支援事業費（栃木）につきましては、地域において介護予防活動の中心となる健康づくりサポーターを養成するため、講座開催にかかわる講師への報償金が主なものであります。以下、次ページにかけての（大平）（藤岡）（都賀）（西方）（岩舟）につきましては、同様の事業でありますので、省略させていただきます。

次に、559ページ、3目住所地特例者総合事業費につきましては、本市の被保険者が住所地以外の市町村で総合事業のサービスの提供を受けた場合の市町村間の財政調整負担金であります。

次に、560、561ページをお開きください。2項1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、高齢者の自立保持のための身体的、精神的、社会的機能維持向上を目指し、包括的・継続的ケアマネジメントを行うものであります。

説明欄4行目の地域包括支援センター事務費（栃木）から同事業の（岩舟）につきましては、OA機器の借上料、臨時職員の賃金、公用車の維持管理費等が主なものであります。

562、563ページをお開きください。2目総合相談事業費であります。説明欄の総合相談事業費（栃木）（大平）（藤岡）（岩舟）につきましては、社会福祉士を地域包括支援センターに配置し、高齢者の生活や健康問題等、総合的な相談支援を行うための業務委託料であります。

次に、3目権利擁護事業費であります。説明欄4行目の権利擁護事業費（栃木）及び同事業の（都賀）につきましては、高齢者虐待等の権利を擁護するための支援を行う非常勤の社会福祉士3名分の報酬が主なものであります。

次に、4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費であります。説明欄2行目の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費（栃木）から次のページ、564、565ページの同事業（岩舟）までにつきましては、高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターにケアマネジャーを配置して、医療と介護及び地域との連携づくりや民間事業所のケアマネジャーに対しての支援を行う事業であります。非常勤の主任介護支援専門員の報酬及び地域包括支援センター運営委託料が主なものであります。

次に、5目任意事業費であります。説明欄1行目の介護給付等適正化事業費につきましては、介護保険サービス利用者にご自分の利用記録を確認していただくことで介護給付の適正化を図るもので、郵便料及び通知を作成するための電算委託料が主なものであります。

次の住宅改修理由書作成支援事業費（栃木）につきましては、居宅介護支援を受けていない被保険者の住宅改修費支給申請に添付する理由書を作成する介護支援専門員等に対し、1件当たり2,000円の助成金を支払うものであります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣委託事業費につきましては、川原田市営住宅のシルバーハウジングに設置した高齢者相談所に生活援助員を配置し、入居者からの相談対応や支援を行っており、生活相談員派遣業務委託料と相談所の維持管理費が主なものであります。

次の高齢者ふれあい相談員事業費につきましては、70歳以上のひとり暮らし高齢者宅を訪問し、相談業務や安否確認等を行うもので、ふれあい相談員への報償金が主なものであります。

次の家族介護継続支援事業費（栃木）につきましては、要介護3以上の認定を受けている高齢者を在宅で常時介護している方に対する在宅寝たきり老人等介護手当を支給するものと、要介護3以上で、在宅で常時おむつを使用している方に対して紙おむつを購入する費用の一部を助成する紙おむつ購入費助成であります。

次の家族介護支援事業費（栃木）につきましては、要介護者を介護している家族等を支援するための教室を開催する際の講師への報償金が主なものであります。

次の同（大平）（藤岡）につきましては、通信運搬費が主なものであります。

次の（都賀）につきましては、生活・介護サポーター養成講座を行うもので、社会福祉法人への委託料であります。

次の高齢者地域見守り支援事業費（栃木）につきましては、認知症を理解し、地域で支え合うため、認知症サポーター養成講座や市民公開講座などを開催する際の講師への報償金であります。さらには、介護予防給付の訪問介護と通所介護を平成29年度から生活支援・介護予防総合事業に移行するための体制整備を進めるもので、要支援者等への実態調査やサービス協議に係る報償金や通信運搬費などが主なものであります。以下、同事業の（大平）から次ページの（岩舟）につきましては、事務用消耗品費が主なものであります。

次に、567ページ、説明欄2行目の在宅老人成年後見制度利用支援事業費につきましては、成年後見制度利用支援のため、費用負担が困難な方に対して補助を行うもので、審判申し立てに係る鑑定数料や成年後見人等謝金が主なものであります。

次の地域自立支援事業費（栃木）から（岩舟）につきましては、それぞれの地域に設置されている地域包括支援センターの24時間通報体制を確保するため、夜間、休日等の電話相談業務の委託料であります。

次の傾聴事業費につきましては、閉じこもり、鬱病予防のため、高齢者宅や施設等を訪問し、傾聴活動を行う団体への活動補助金で、大平地域で実施している事業であります。

次の家族介護継続支援事業費（大平）から（岩舟）につきましては、先ほど（栃木）で説明した在宅寝たきり老人等介護手当及び紙おむつ購入費助成事業であります。

570、571ページをお開きください。7款1項1目第1号被保険者保険料還付金であります。説明欄の第1号被保険者過誤納還付金につきましては、第1号被保険者の死亡などの資格の異動による保険料過誤納還付金であります。

次に、2目償還金であります。説明欄の国庫支出金等返還金につきましては、前年度の給付実績が補助基本額を下回ったことにより超過交付となった国庫支出金等を返還するものであります。

574、575ページをお開きください。8款予備費につきましては、100万円を計上しております。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、514、515ページをお開きください。1款保険料であります。所管課は、市民税課及び収税課であります。1項1目1節、説明欄の現年度分特別徴収保険料につきましては、被保険者の年金から天引きされる保険料でありまして、被保険者数は4万2,177人を見込んでおります。収納率は100%であります。

次に、2節、説明欄の現年度分普通徴収保険料につきましては、特別徴収できない方で、市から発送します納入通知書により納付される保険料でありまして、被保険者は4,243人、収納率87%を見込んでおります。

次に、3節、説明欄の滞納繰越分普通徴収保険料につきましては、滞納保険料の収入額で、収納率22%を見込んでおります。

次に、3款使用料及び手数料であります。1項1目1節、説明欄の保険料督促手数料につきましては、1件当たり100円の手数料であります。

次に、4款国庫支出金であります。1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、保険給付費の居宅分に係る負担基本額の20%と施設分に係る基本額の15%に当たる国からの負担金であります。

516、517ページをお開きください。2項1目1節、説明欄の現年度分調整交付金につきましては、市町村の財政力格差を調整するため、全国市町村の総給付費の5%に当たる額を調整交付金として国から交付されるものであります。

次に、2目1節、説明欄の現年度分につきましては、介護予防事業費の25%に当たる国からの交付金であります。

次に、3目1節、説明欄の現年度分につきましては、包括的支援事業・任意事業費の39%に当たる国からの交付金であります。

次に、4目1節、説明欄の介護保険事業補助金につきましては、介護保険システム改修費に対する国庫補助金で、補助率は2分の1であります。

次に、5款支払基金交付金であります。1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料分で、交付基本額の28%に当たる支払基金からの交付金であります。

次に、2目1節、説明欄の過年度分につきましては、介護予防事業に係る同様の交付金であります。

518、519ページをお開きください。6款県支出金であります。1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、保険給付費の負担基本額の居宅分が12.5%、施設分が17.5%に当たる県の負担金であります。

次に、3項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、介護予防事業費に係る12.5%に当たる県からの交付金であります。

次に、2目1節、説明欄の現年度分につきましては、包括的支援事業・任意事業費に係る19.5%に当たる県からの交付金であります。

520、521ページをお開きください。7款財産収入であります。1項1目1節、説明欄の介護給付費準備基金利子につきましては、準備基金から生じる利子分であります。

次に、9款繰入金であります。1項1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、それぞれ保険給付費及び地域支援事業費に対する市の負担分であります。

次に、4目1節、説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、23人分の職員給与費等に充てるものであります。

次の2節、説明欄の事務費繰入金につきましては、職員給与費等以外の事務費に充てるものであります。

522、523ページをお開きください。2項1目1節、説明欄の介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費等の財源に充てるため、介護給付費準備基金から取り崩すものであります。

次に、10款繰越金につきましては、前年度繰越金を財源充当するものであります。

次に、11款諸収入であります。1項1目1節、説明欄の第1号被保険者延滞金につきましては、延滞金として6万円を見込んでおります。

次に、2項1目1節、説明欄の預金利子につきましては、歳計現金の預金利子として3万円を見込んでおります。

524、525ページをお開きください。3項4目1節、説明欄の雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入する臨時職員及び非常勤職員延べ29人分の保険料であります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣負担金（高齢福祉課）につきましては、シルバーハウジング入居者からの負担金であります。

次の成年後見申し立て利用者負担金及び看護実習生受け入れ謝金等につきましては、地域包括ケア推進課所管の収入で、利用者負担金や看護実習生受け入れ謝金であります。

以上で平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の説明を終わります。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎議案第5号の上程、説明

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第5、平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第5号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算についてご説明いたします。

予算書の27ページをお開きください。議案第5号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算。平成27年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,680万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるというものでございます。

それでは、説明に入りますが、歳入歳出とも、項目保存については説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算書の594、595ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費であります。本事業費は、地域包括支援センターが行う要支援認定者への介護予防ケアマネジメント等の介護予防サービス事業提供の経費であります。

説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をしております職員2人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の区市町村総合事務組合負担金退職手当につきましても、職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木区市町村総合事務組合の負担金であります。

次の介護予防サービス計画委託費につきましては、介護予防サービス計画作成を指定居宅介護支援事業所に委託する際の委託料で、8,150件を見込んでおります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、590、591ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス計画費収入であります。説明欄の介護予防サービス計画費収入につきましては、指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターが県の国保連合会から受ける介護予防サービス計画作成料として9,260件分の介護報酬であります。

次に、2款1項1目一般会計繰入金であります。説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、職員人件費に対する一般会計からの繰入金であります。

1つ飛びまして、4款1項1目市預金利子であります。説明欄の預金利子につきましては、介護

サービス事業勘定の預金利子であります。

以上で平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎閉会の宣告

○委員長（平池紘士君） これをもちまして、民生常任委員会を終了いたします。

（午後 5時05分）